

# 和水町建築物耐震改修促進計画

平成 24 年 3 月

和 水 町



# 和水町建築物耐震改修促進計画

## 目 次

### 第1章 建築物耐震改修促進計画の趣旨

第1節 策定の背景	1
第2節 計画策定の目的	3
第3節 計画の位置づけ	3

### 第2章 想定される地震の規模

第1節 九州の活断層	4
第2節 県内で過去に大きな被害を及ぼした地震	5
第3節 和水町の表層地盤と揺れやすさの関係	8
第4節 和水町に大きな被害を及ぼすと考えられる地震規模と地震動	10
第5節 予測される地震動	10
第6節 どこでもおこりうる地震	12

### 第3章 建築物の耐震化の現状と目標の設定

第1節 目標の設定方針	13
第2節 和水町内建築物耐震化の現状の把握	14
第3節 耐震化の現状	19
第4節 耐震化の目標設定	24

### 第4章 建築物の耐震化を促進するための基本方針

第1節 町、所有者等の役割の設定	27
第2節 重点的に耐震化を促進する地域	28
第3節 重点的に耐震化を促進する建築物	29

### 第5章 耐震改修促進における主な取組み

第1節 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組み方針	30
第2節 耐震化を促進するための支援制度・体制	31
第3節 町促進計画の見直し	31

### 第6章 耐震改修を促進する環境整備

### 第7章 建築物の耐震化に関する啓発及び知識普及の取組み

### 第8章 地震時の総合的な安全対策の促進

資料編	37
-----	----



# 第1章 建築物耐震改修促進計画の趣旨

## 第1節 策定の背景

近年我が国では大地震が頻発しており、大地震がどこで発生してもおかしくない状況にあります。特に東海地震は今後30年以内に発生する確率は非常に高く88%（平成24年1月政府発表値）と予測されています。平成23年3月11日、日本の太平洋三陸沖を震源として発生した東北地方太平洋沖地震は、「東日本大震災」を引き起こし、東北から関東にかけての東日本一帯で、死者行方不明者が2万人を越える甚大な被害をもたらしました。

「東日本大震災」では、地震の揺れによる建物倒壊に伴うものより、津波による被害が大きかったと言われています。これに対して、平成7年1月17日に発生した「阪神・淡路大震災」では、地震により6,435名の尊い犠牲者と約24万棟に及ぶ住宅・建築物の倒壊等甚大な被害をもたらしました。このうち、地震直後の地震による直接的な死者数は5,502人であり、この約9割の4,831人が建築物の倒壊等によるものであります。

表1 阪神・淡路大震災の人的・建築物被害

区分	被害数
死者（人）	6,435
行方不明（人）	3
負傷者（人）	43,792
家屋全壊（棟）	104,906
家屋半壊（棟）	144,274
焼損棟数（棟）	7,574

（阪神淡路大震災について・消防庁）

表2 阪神・淡路大震災の被害直後の死亡者の死因

死因	死者数（人）	
家屋、家具類等の倒壊による圧迫死と思われるもの	4,831	88%
焼死体（火傷死体）及びその疑いのあるもの	550	10%
その他	121	2%
合計	5,502	

（平成7年・警察白書）

この時に大きな被害を受けた建築物は、昭和56年5月31日以前に建築された、新耐震基準<sup>※1</sup>（昭和56年6月1日施行）に適合していない住宅・建築物でした。

※1 新耐震基準：昭和53年の宮城県沖地震後、それまでの耐震基準が抜本的に見直され、昭和56年6月1日に施行された現行の耐震基準を指します。



図1 建築年次の違いによる被害状況差

「阪神・淡路大震災」の教訓を踏まえ、建築物の地震に対する安全性の向上を目的とした「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）が制定されましたが、その必要性にもかかわらず、危機意識の低さや費用・技術的な問題等によって、住宅・建築物の耐震化が思うように進んでいないのが実情です。

このような経緯から、平成 17 年に国の中央防災会議で決定された建築物の耐震化緊急対策方針において、建築物の耐震改修は、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」に位置付けられました。

また、中央防災会議や地震防災推進会議（平成 17 年 6 月）の提言を踏まえ、平成 18 年に「耐震改修促進法」が改正施行されました。（以下「改正法」という。）この改正により、各都道府県には「耐震改修促進計画」の策定が義務付けられ、市町村には策定の努力義務が課せられました。

◆耐震改修促進法の改正(平成 18 年 1 月 26 日施行)の概要◆

<b>計画的な耐震化の推進</b>	<b>●改正のポイント</b>
○国は基本方針を作成し、地方公共団体は耐震改修促進計画を作成 ※ 都道府県→義務づけ 市町村→努力義務	
<b>建築物に対する指導等の強化</b>	
○道路を閉塞させる住宅・建築物に指導、助言を実施 ○地方公共団体による指示等の対象に学校、老人ホーム等を追加 ○地方公共団体の指示に従わない特定建築物を公表 ○倒壊の危険性の高い特定建築物については建築基準法により改修を命令	
<b>支援措置の拡充</b>	
○耐震改修計画の認定対象に一定の改築を伴う耐震改修工事等を追加 ○耐震改修支援センターによる耐震改修に係る情報提供等	
	<b>●期待できる効果</b>
◆ 地震による死者数・経済被害が減少 ○東海地震の被害の軽減 （耐震化の効果） 死者数：6,700 人→3,200 人 経済被害：11.6 兆円減少	○東南海・南海地震の被害の軽減 （耐震化の効果） 死者数：6,600 人→2,900 人 経済被害：18.8 兆円減少
◆ 建築物の耐震化により緊急輸送道路や避難路が確保	
◆ 仮設住宅やがれきの減少が図られ早期の復旧・復興に寄与	

## 第2節 計画策定の目的

平成19年3月に「熊本県建築物耐震改修促進計画」（以下「県促進計画」という。）が策定されました。このなかで国の基本方針を踏まえ、住宅や多数の者が利用する一定規模以上の建築物の耐震化の目標として、耐震化率を平成27年度までに90%にすることが示されています。これに伴い、町においても、地震による建築物の倒壊被害から住民の生命、身体及び財産を保護するため、町内に存在する住宅、公共建築物について現状把握と耐震化の状況をまとめ、これら建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ります。国、県と同様に耐震化率の目標を90%にすることを掲げ、地震に対する安全性の啓発普及及び措置等の事項を定め、平成24年度から平成27年度までの4カ年を計画期間とした、「和水平水町建築物耐震改修促進計画」（以下「町促進計画」という。）を策定しました。ただし、次期計画の策定までの間は、現計画を適用し、引き続き建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることとします。（平成28年3月変更）

## 第3節 計画の位置づけ

町促進計画は、改正法に基づき、県促進計画及び「和水平水町地域防災計画(平成23年度)」(以下「町防災計画」という。)等との整合を図るとともに、町における住宅・建築物等の耐震診断及び耐震改修を促進するため策定するものです。

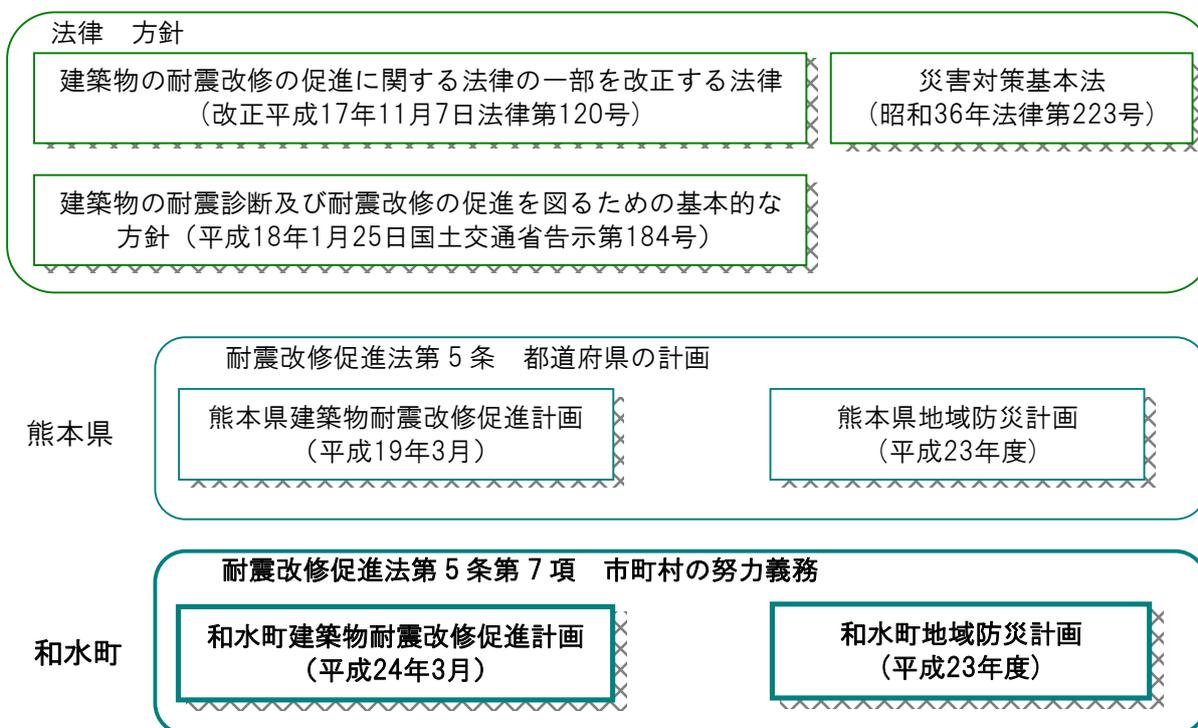


図2 町促進計画の位置づけ

## 第2章 想定される地震の規模

### 第1節 九州の活断層

九州地方では多くの活断層が確認されています。活断層とは、第4紀地質時代（概ね200万年前～現在）に繰り返し活動し、将来また活動すると考えられる断層のことをいい、地震発生の大きな原因となります。県下には、我が国の主な活断層の中で今後30年の間に大規模地震が発生する可能性が高いグループに属している布田川・日奈久断層帯や、やや高いグループに属している人吉盆地南縁断層、出水断層帯をはじめ、多くの活断層が縦横断しています。和水町を中心に見ると、北側に福岡県の水縄断層帯、東側に大分県の別府－万年山断層帯、南側に布田川・日奈久断層帯があり、少し距離はありますが町の三方に活断層が存在します。また西側には、これらの断層より少し距離が遠い位置に雲仙断層群が存在します。

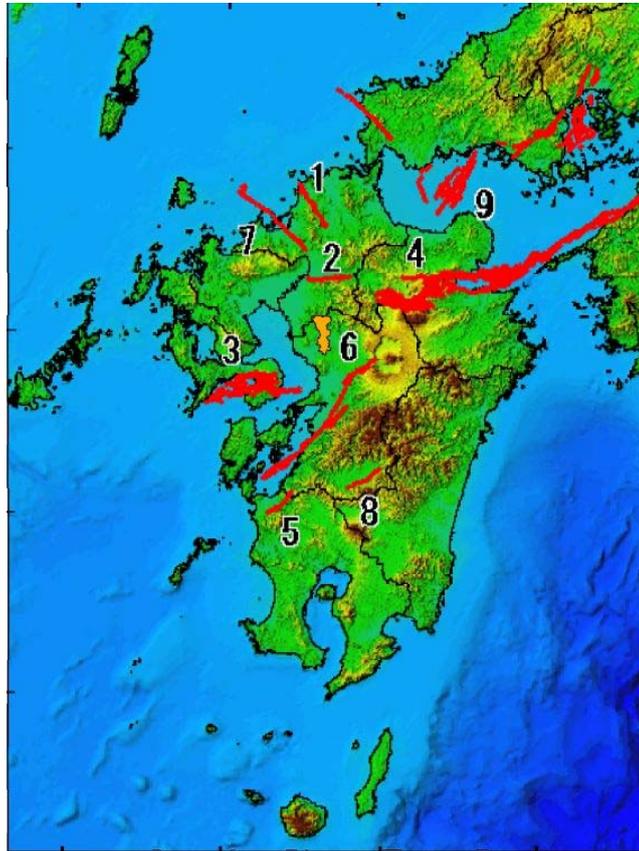


図3 九州地方内陸の活断層

- |             |            |              |
|-------------|------------|--------------|
| 1：西山断層帯     | 2：水縄断層帯    | 3：雲仙断層群      |
| 4：別府－万年山断層帯 | 5：出水断層帯    | 6：布田川・日奈久断層帯 |
| 7：警固断層帯     | 8：人吉盆地南縁断層 | 9：周防灘断層群     |

資料：地震調査研究推進本部地震調査委員会ホームページ

[http://www.jishin.go.jp/main/yosokuchizu/kyushu-okinawa/p43\\_kumamoto.html](http://www.jishin.go.jp/main/yosokuchizu/kyushu-okinawa/p43_kumamoto.html)

## 第2節 県内で過去に大きな被害を及ぼした地震

過去県内において、大きな被害を及ぼした地震は、古い記録を含むと表3のようなものがありますが、和水町域にはこれらの地震による大きな被害の記録はありません。その他にも、震度<sup>※2</sup>4以上を記録した地震は多くあり、九州の内陸部に震央を持つ地震のほか、四国沖や日向灘等の海域で発生する地震があります。海域でも規模の大きな地震が発生していますが、それらについても距離が離れているため、これまで和水町域で大きな被害が生じた記録はありません。

表3 過去県内近郊で大きな被害を及ぼした主な大地震

西暦（和暦）	地域（名称）	M <sup>※3</sup>	主な被害
1619年5月1日 （元和5）	肥後・八代	6.2	麦島城はじめ公私の家屋が破壊した。
1625年7月21日 （寛永2）	熊本	5.0～ 6.0	熊本城の火薬庫爆発。天守付近の石壁、城中の石垣に被害。死者約50人。
1707年10月28日 （宝永4）	（宝永地震）	8.6	（死者20,000人、家屋全壊60,000棟、同流失20,000棟。）
1723年12月19日 （享保8）	肥後・豊後・筑後	6.5	肥後で死者2人、負傷者25人、家屋倒壊980棟。
1769年8月29日 （明和6）	日向・豊後・肥後	7.3	延岡城・大分城で被害大。熊本領内でも、死者1人、家屋倒壊115棟。
1792年4月1日 （寛政4年）	島原・雲仙	不明	島原半島眉山の崩壊による津波が発生。熊本県側で死者5,158人。
1854年12月24日 （安政1）	（安政南海地震）	8.4	安政東海地震、伊予西部の地震被害と重なり区別が難しい。死者6人、家屋全壊907棟。
1889年7月28日 （明治22）	熊本	6.3	熊本市付近で被害大。死者20人、負傷者54人、住家全壊239棟。
1941年11月19日 （昭和16）	日向灘	7.2	死者2人、負傷者7人、住家・非住家全壊19棟。
1946年12月21日 （昭和21）	（南海地震）	8.0	死者2人、負傷者1人、住家全壊6棟。
1975年1月23日 （昭和50）	阿蘇山北縁	6.1	一の宮町三野地区に被害集中。負傷者10人、住家全壊16棟。

※2 震度：ある地点での地震の強さを示す数値。日本では0から7までの10段階に分けています。

（表4）

※3 M（マグニチュード）：震源における地震のエネルギー規模を示す値です。震源からその地点までの距離、震源の深さ、伝播経路、その地点周辺の地盤条件等の条件が同じなら、マグニチュードが大きいほど震度は大きくなります。

表4 震度表示

震度階	揺れの状態
震度0	人は揺れを感じない。
震度1	屋内にいる人の一部がわずかな揺れを感じる。
震度2	屋内にいる人の多くが揺れを感じる。電灯等の吊り下げ物がわずかに揺れる。
震度3	屋内にいる人のほとんどが揺れを感じる。棚にある食器類が、音を立てることがある。電線が少し揺れる。
震度4	眠っている人のほとんどが目を覚ます。吊り下げ物は大きく揺れ、座りの悪い置物が倒れることがある。電線が大きく揺れる。歩いている人も揺れに気づく。
震度5弱	一部の人は行動に支障を感じる。吊り下げ物は激しく揺れ、座りの悪い置物の多くが倒れる。窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのが分かる。
震度5強	非常な恐怖を感じる。多くの人が行動に支障を感じる。棚の上の物が落ちる。タンス等、重い家具が倒れる。補強されていないブロック塀の多くが崩れる。
震度6弱	立っていることが困難になる。固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。かなりの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。
震度6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒する。多くの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。
震度7	揺れにほんろうされ、自分の意志で行動できない。ほとんどの家具が大きく移動し、飛ぶものもある。ほとんどの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。

資料：気象庁震度階級関連解説表



図 4 その他の主な被害地震



資料：地震調査研究推進本部地震調査委員会ホームページ  
[http://www.jishin.go.jp/main/yosokuchizu/kyushu-okinawa/p43\\_kumamoto.html](http://www.jishin.go.jp/main/yosokuchizu/kyushu-okinawa/p43_kumamoto.html)

### 第3節 和水町の表層地盤と揺れやすさの関係

#### 1) 和水町の表層地盤

町域の表層地盤は、北部の旧三加和町地区と南部の旧菊水町地区で大きく異なっています。図5に示すように、北部は古生代を中心とした強固な地盤からなる起伏山地を主とした地形をなしており、南部は段丘面を中心とした地形となっています。

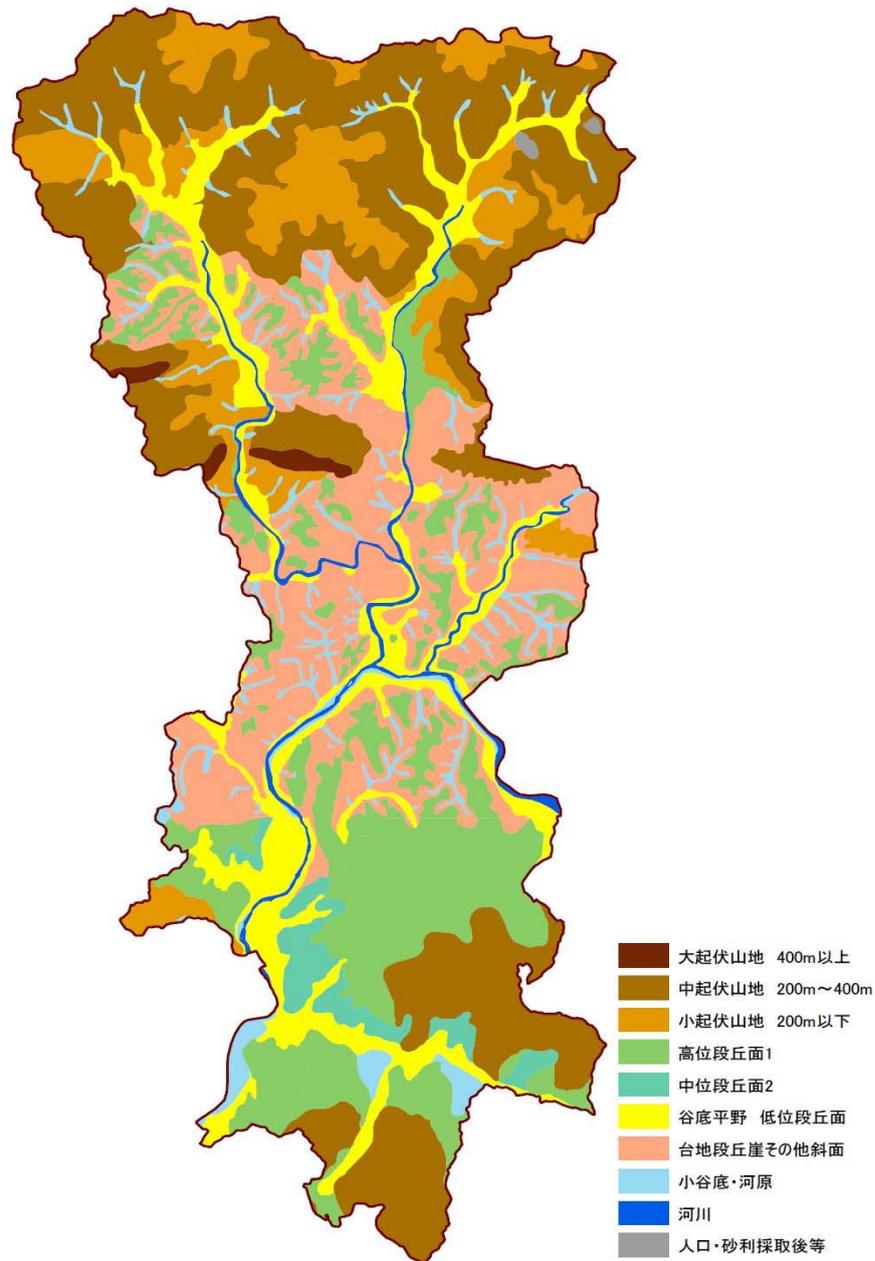


図5 和水町表層地盤

## 2) 地盤の揺れやすさ

表層地盤の特性を解析し、地盤の揺れやすさを解析した結果を図6に示します。北部より南部の方が多少揺れやすいという結果になっています。

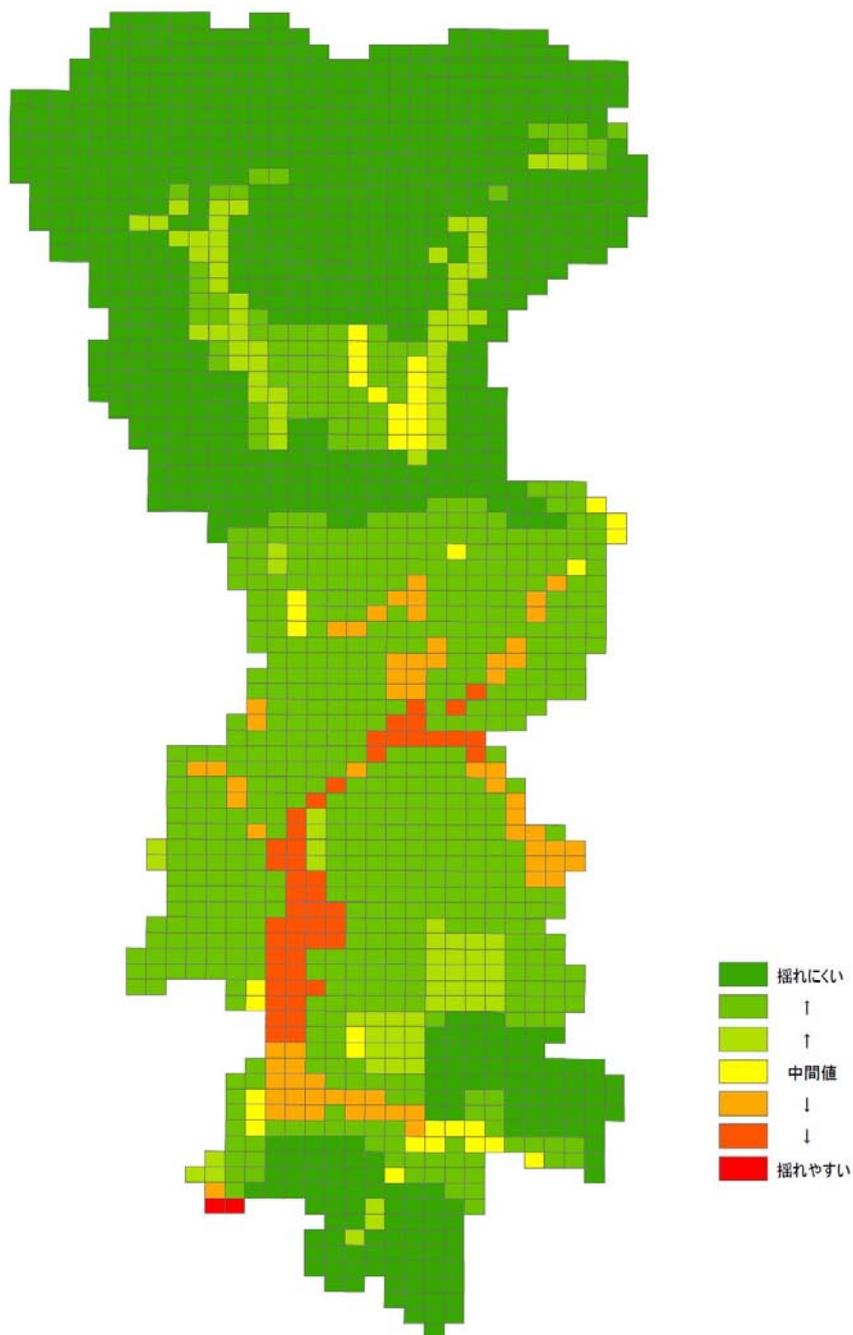


図 6 和水町の揺れやすさ

## 第4節 和水町に大きな被害を及ぼすと考えられる地震規模と地震動

### 1) 想定される活断層による地震の規模

町域に影響を与える地震として、布田川・日奈久断層帯、別府－万年山断層帯（野稻岳近辺）及び水縄断層帯を震源とする内陸直下型地震を想定します。

表5 解析に想定した地震規模

震源	地震の規模	震源深さ (km)	地震発生確率 (30年以内)
布田川・日奈久断層帯	M7.2程度	10km	6%
別府－万年山断層帯（野稻岳近辺）	M7.3程度	10km	3%
水縄断層帯	M7.2程度	10km	1%未満

資料：地震調査研究推進本部地震調査委員会 報告書

### 第5節 予測される地震動

町において影響の高い断層による地震のうち、布田川・日奈久断層帯を震源とする地震が発生した場合の震度分布は以下のとおりです。これを見ると、町内中心部にかけて川沿いに震度5強の揺れが見られ、全域は震度3～5強であることがわかります。

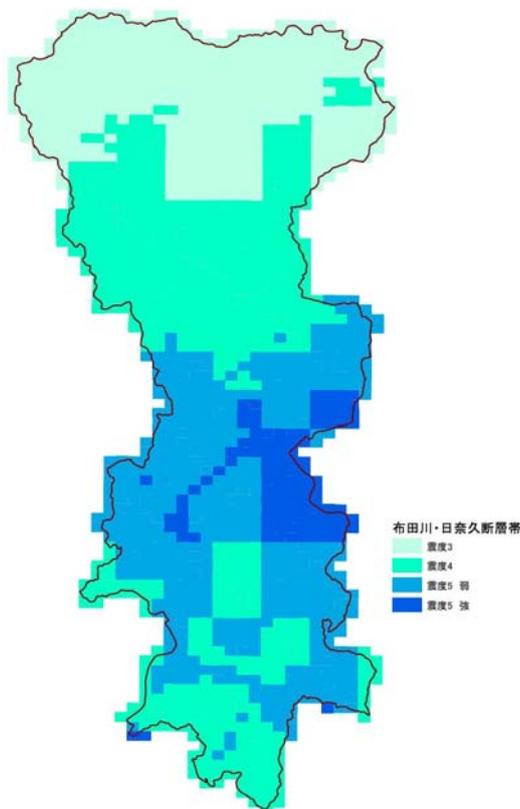


図7 布田川・日奈久断層帯を震源とする地震が発生した場合の震度分布

別府－万年山断層帯（野稻岳近辺）及び水縄断層帯を震源とする地震が発生した場合の震度分布は以下のとおりです。これを見ると、両方の震源においても、町内中心部にかけて、川沿いに震度5強の揺れが見られ、全域は震度4～5強及び震度3～5強であることがわかります。

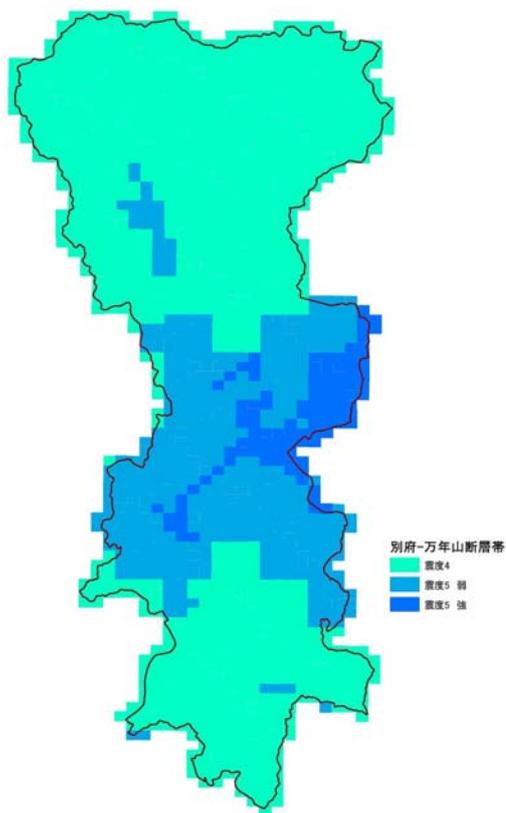


図 8 別府－万年山断層帯（野稻岳近辺）を震源とする地震が発生した場合の震度分布

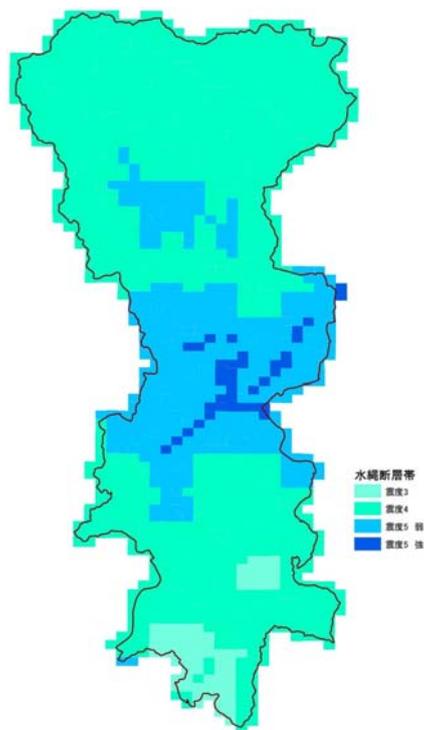


図 9 水縄断層帯を震源とする地震が発生した場合の震度分布

## 第6節 どこでもおこりうる地震

町内において、活断層は確認できていません。しかし福岡県等活断層の影響が少なく、地震が少ないといわれてきた地域でも大規模な地震が発生したことを考えると、いつどこで大規模な地震が発生してもおかしくない状況であるともいえます。

そこで、町全域にマグニチュード 6.9 の直下型地震が発生したと想定して地震動を予測しました。

震源：和水町全域

地震の規模：M6.9

これによると、各断層帯を震源とする地震が発生した場合と比べ、揺れが大きくなり、全域で震度 5 強～6 強を示すことがわかります。

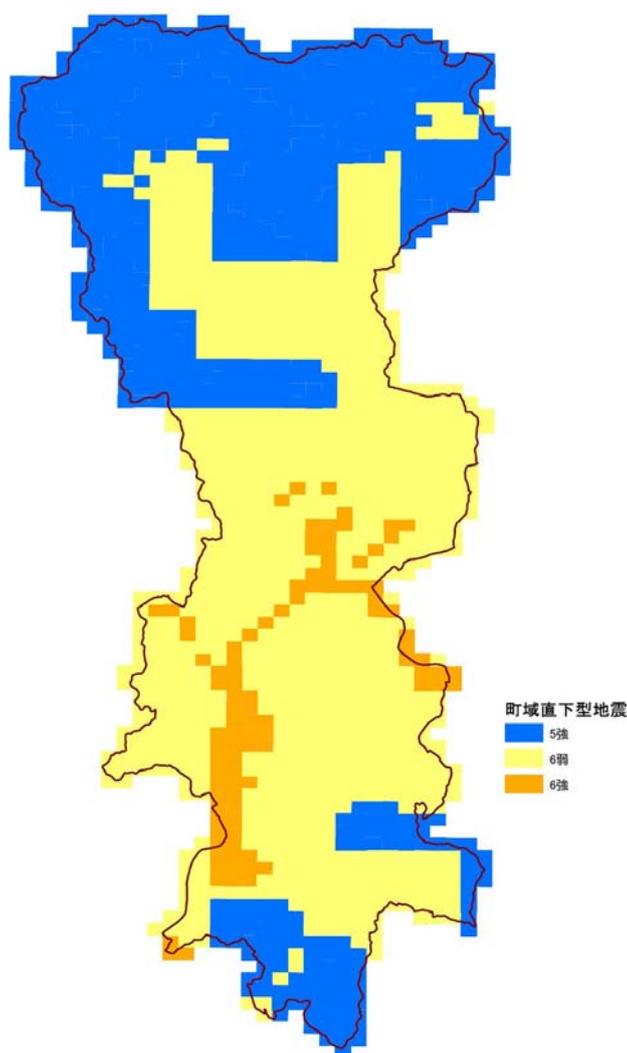


図 10 町全域に M6.9 直下型地震が発生した場合の想定震度

## 第3章 建築物の耐震化の現状と目標の設定

### 第1節 目標の設定方針

国及び県において、「住宅」「特定建築物<sup>※4</sup>」について、それぞれに具体的な耐震診断及び耐震改修の目標値が設定されています。国は、減災目標として目標設定時（平成18年度）より10年間で死者数、経済被害額を半減、住宅及び特定建築物に関する耐震化率の目標値を設定しています。県も国と同様に、平成27年度までにそれぞれの建築物の耐震化率の目標値を設定しています。町においても、国の基本方針及び県促進計画を勘案し、住宅、民間特定建築物、町有特定建築物の耐震化の現況を把握し、平成27年度までの対象建築物の耐震化の目標値について耐震化率の目標を設定します。

#### 1) 国が示す耐震化の現状

耐震性が不十分な住宅・建築物は、住宅総数4,700万戸のうち1,150万戸（25%）、住宅以外の建築物の総数340万棟のうち120万棟（35%）、特定建築物の総数36万棟のうち9万棟（25%）と推計しています。

#### 2) 県が示す耐震化の現状

耐震性が不十分な住宅・建築物は、住宅総数64.4万戸のうち20.6万戸（約32%）と、全国の25%と比較しても耐震化率が低い状況です。また、耐震性が不十分な特定建築物は、総数7,561棟のうち1,531棟（20%）であり、全国の25%と比較すると耐震化率はやや高い状況となっています。

#### 3) 国及び県の示す目標耐震化率

国及び県の耐震化の目標の設定方針は、住宅、特定建築物共、平成27年度末までに耐震化率90%を目標として設定しています。

表6 国、県の耐震化率の目標（平成27年度末まで）

上位機関		国	県
住 宅		75%→90%	68.0%→90%
1号特定建築物 <sup>※5</sup>	庁舎、学校、病院等多数のものが利用する一定規模以上の建築物	75%→90%	80.5%→90%
2号特定建築物 <sup>※6</sup>	一定数量以上の危険物を扱う貯蔵所等		88.4%→90%
3号特定建築物 <sup>※7</sup>	地震による円滑な避難及び震災後の救援活動を確保すべき必要のある道路沿道の一定規模以上の建築物		75.2%→90%

※4 「特定建築物」：改正促進法第6条に基づく建築物であり、現行の耐震基準に適合しない建築物を指します。町促進計画では、耐震性の有無に関わらず改正促進法第6条に定める規模、要件を満たす建築物を「特定建築物」として扱っています。

- ※5「1号特定建築物」：特定建築物のうち多数の者が利用する等一定の用途で一定の規模以上の建築物を指します。(表7参照)
- ※6「2号特定建築物」：特定建築物のうち政令で定める数量以上の危険物(表8参照)の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を指します。
- ※7「3号特定建築物」：特定建築物のうち地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する緊急輸送道路<sup>※8</sup>の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある一定の高さを超える建築物を指します。(表9、図11参照)
- ※8「緊急輸送道路」：震災時に円滑な避難及び救援活動を確保すべき必要のある道路を指し、町促進計画においては県が指定した道路を指します。(表10、図12・13参照)

## 第2節 和水町内建築物耐震化の現状の把握

和水町における建築物の耐震化について現状を把握し、町内の耐震化率を推計します。

### 1) 調査の方法

町促進計画において、昭和56年6月1日に施行された「新耐震基準」適合建築物として、昭和57年以降に竣工した建築物を耐震性のある建築物として抽出します。町内資料を基にそれら対象建築物の戸数・棟数について把握し、耐震化率を推計します。

$$\text{耐震化率} = (\text{昭和57年以降竣工の対象建築物}) \div (\text{対象建築物総数})$$

昭和56年以前竣工対象建築物でも、耐震診断で耐震性能があると判断された場合は、昭和57年以降竣工対象建築物と同様に耐震性能のある建築物として取り扱います。

### 2) 住宅耐震化率の算出

住宅及び共同住宅を対象に、昭和56年以前竣工建築物と昭和57年以降竣工建築物とを抽出分類し、木造及び非木造に分類します。重点地区等の地域の特徴を得るために、地域ごと、構造ごとの分類を実施します。

### 3) 民間特定建築物耐震化率の算出

民間特定建築物のうち、1～3号特定建築物について、昭和56年以前竣工建築物と昭和57年以降竣工建築物とを抽出します。

### 4) 町有建築物耐震化率の算出

町が所有、管理する建築物について昭和56年以前竣工建築物と昭和57年以降竣工建築物とを抽出、支援方針に対応した分類を行います。

表7 1号特定建築物となる規模要件

用途	1号特定建築物の規模要件
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 (屋内運動場の面積を含む)
上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上
体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数を問わず1,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上
病院、診療所	階数3以上かつ1,000㎡以上
劇場、観覧場、映画館、演芸場	階数3以上かつ1,000㎡以上
集会場、公会堂	階数3以上かつ1,000㎡以上
展示場	階数3以上かつ1,000㎡以上
卸売市場	階数3以上かつ1,000㎡以上
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上
ホテル、旅館	階数3以上かつ1,000㎡以上
賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿	階数3以上かつ1,000㎡以上
事務所	階数3以上かつ1,000㎡以上
老人ホーム、老人短期入所施設身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上
幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上
博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000㎡以上
遊技場	階数3以上かつ1,000㎡以上
公衆浴場	階数3以上かつ1,000㎡以上
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブダンスホールその他これらに類するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上
工場(危険物の貯蔵所又は処理場の用途に供する建築物を除く。)	階数3以上かつ1,000㎡以上
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	階数3以上かつ1,000㎡以上
郵便局、保健所、税務署、その他これらに類する公益上必要な建物	階数3以上かつ1,000㎡以上

表 8 2号特定建築物となる危険物の貯蔵場又は処理場の用途及び数量

危険物の種類		数 量	
第 1 号	火薬類	火薬	10 トン
		爆薬	5 トン
		工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管	50 万個
		銃用雷管	500 万個
		実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線	5 万個
		導爆線又は導火線	500 キロメートル
		信号炎管若しくは信号火箭又は煙火	2 トン
		その他火薬又は爆薬を使用した火工品	当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれ火薬・爆薬に定める数量
第 2 号	石油類	危険物の規制に関する政令別表第 3 の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の 10 倍の数量	
	消防法第 2 条第 7 項に規定する危険物（石油類を除く）		
第 3 号	危険物の規制に関する政令別表第 4 備考第 6 号に規定する可燃性個体類	30 トン	
第 4 号	危険物の規制に関する政令別表第 4 備考第 8 号に規定する可燃性液体類	20 立方メートル	
第 5 号	マッチ	300 マッチトン <sup>※9</sup>	
第 6 号	可燃ガス（第 7 号、第 8 号に掲げるものは除く）	2 万立方メートル	
第 7 号	圧縮ガス	20 万立方メートル	
第 8 号	液化ガス	2,000 トン	
第 9 号	毒物及び劇物取締法第 2 条第 1 項に規定する毒物	20 トン	
第 10 号	毒物及び劇物取締法第 2 条第 2 項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る）	200 トン	

※9 マッチトン:マッチの計量単位。1 マッチトンは、並型マッチ(56×36×17mm)で、7200 個、約 120kg。

表 9 3号特定建築物となる要件

用途	規模要件
地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が熊本県建築物耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物	全ての建築物

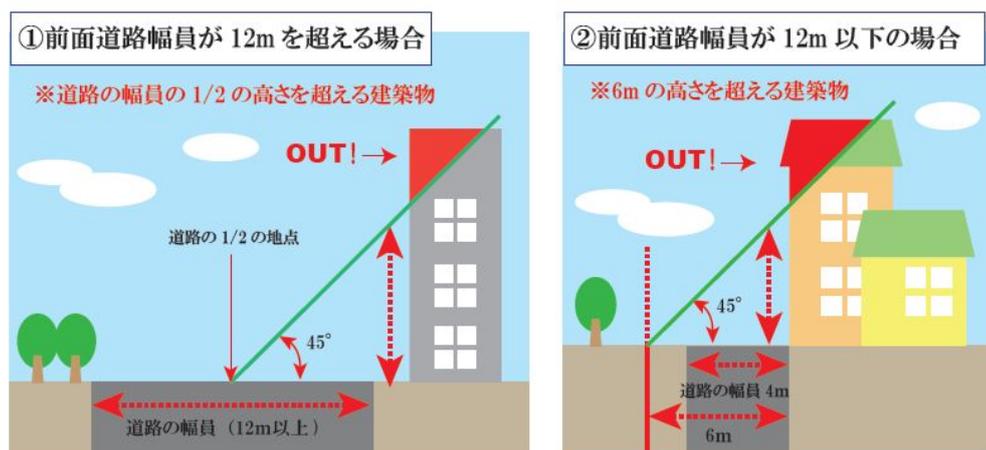


図 11 3号特定建築物のイメージ

### 5) 緊急輸送道路の定義

耐震改修促進法第5条第3項第1号に規定された緊急輸送道路は、大規模な地震が発生した場合に、避難・救助をはじめ、物資の供給、諸施設の復旧等広範な応急対策活動を広域的に実施するため、非常事態に対応した交通の確保を図ることを目的に設定された道路です。県改修促進計画においても表10、図12に示すとおり、国道及び県道を対象に緊急輸送道路を指定して、「熊本県緊急輸送道路ネットワーク」を作成しています。

町においても、緊急輸送道路は災害時の重要な輸送道路で、通行を確保するためにも沿道の建築物の耐震化を積極的に進める必要があります。

表 10 県緊急輸送道路ネットワーク概要

機能区分	県緊急輸送道路ネットワーク
第一次緊急輸送道路	県内外の広域的な輸送に不可欠な高速自動車国道、一般国道（指定区間のみ）と高速自動車国道インターチェンジ及び輸送拠点等とを結ぶ幹線道路
第二次緊急輸送道路	第一次道路とネットワークを構成し、町庁舎、警察署、消防署等の防災活動拠点となる施設を相互に接続する幹線道路

町では、「県道6号玉名立花線」町域内の一部、及び「国道443号線」町域内全てが、県より第二次緊急輸送道路の指定を受けています。第一次緊急輸送道路の指定はありません。

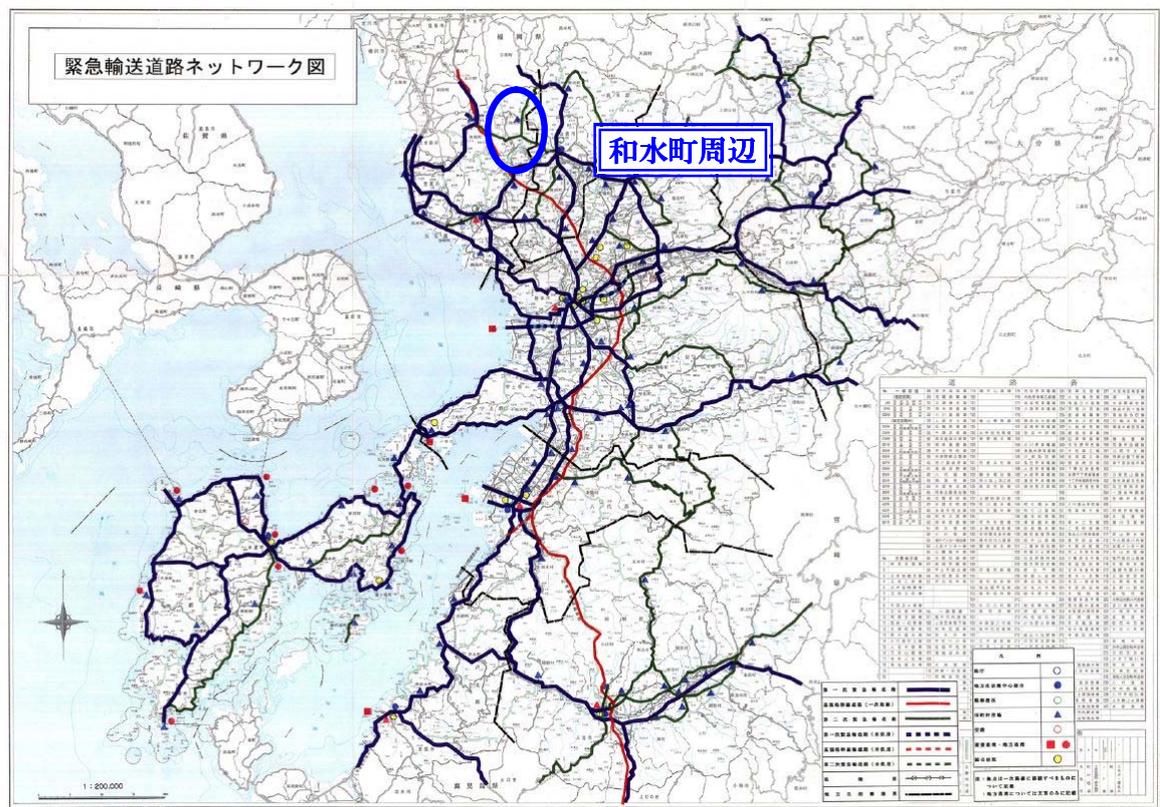


図 12 県緊急輸送道路ネットワーク図

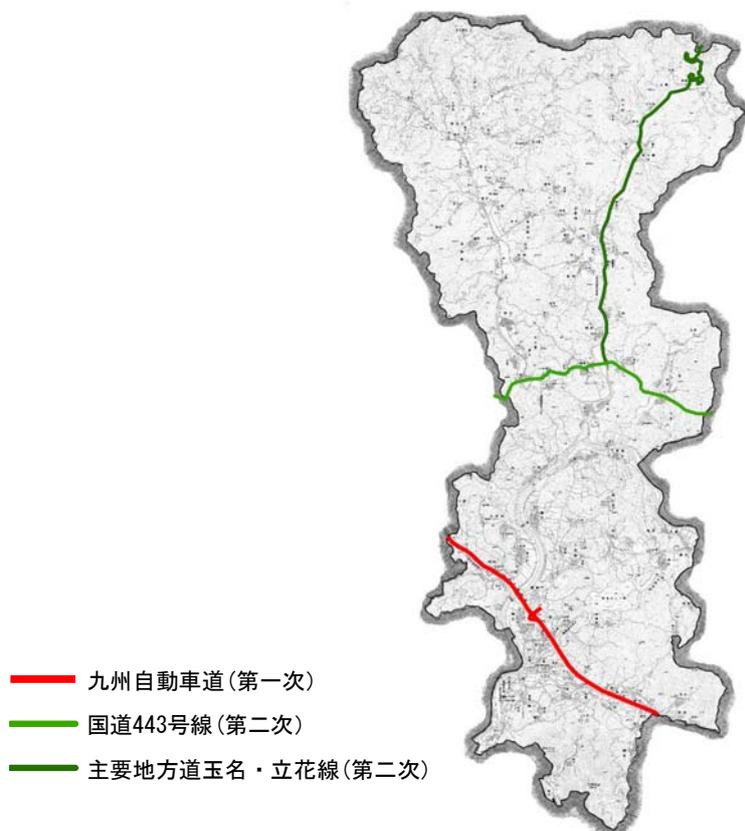


図 13 和水平町内県指定緊急輸送道路位置図

### 第3節 耐震化の現状

#### 1) 住宅の耐震化の現状

町内住宅の全棟数を4,826棟と推計し、うち耐震性能のある建築物は、1,973棟であると推計しました。よって耐震化率は40.9%と推計されます。これは、国、県の耐震化率である75%及び68%に比べ非常に低い水準となっています。また町の住宅のほとんどが木造であり、木造住宅の耐震化率は39.6%と推計されます。大字別の住宅の耐震化率を表12に示します。これによると木造住宅の耐震化は非常に低い水準にあり、30%以下の箇所が7地区あることが判ります。

表11 住宅耐震化率推計値 (平成23年4月現在)

構造	A) 昭和56年以前竣工 住宅推計数 (戸又は棟)	B) 昭和57年以降竣工 住宅推計数 (戸又は棟)	C)全数 (戸又は棟)	耐震化率 (%) (B/C)
木造	2,804	1,836	4,640	39.6%
非木造	49	137	186	73.7%
合計	2,853	1,973	4,826	40.9%

資料：庁内資料による

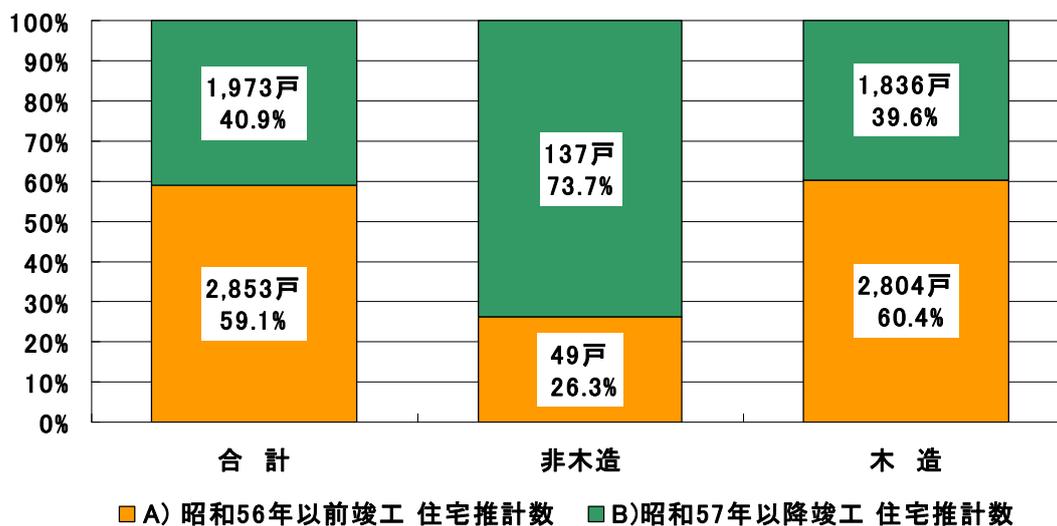


図14 住宅の耐震化率

表 12 大字別住宅耐震化率

大字	A.昭和56年以前			B.昭和57年以降			総計	耐震化率		
	木造	非木造	合計	木造	非木造	合計		木造	非木造	合計
瀬川	165	2	167	142	14	156	323	46.3%	87.5%	53.2%
江田	277	12	289	211	18	229	518	43.2%	60.0%	48.9%
原口	78		78	128	13	141	219	62.1%	100.0%	71.4%
藤田	40		40	24	1	25	65	37.5%	100.0%	42.8%
前原	22		22	32	5	37	59	59.3%	100.0%	69.6%
米渡尾	29		29	15	2	17	46	34.1%	100.0%	40.3%
日平	58		58	38	6	44	102	39.6%	100.0%	47.3%
用木	99	1	100	73	10	83	183	42.4%	90.9%	50.3%
蜻浦	39	1	40	35	1	36	76	47.3%	50.0%	52.8%
萩原	54		54	28	2	30	84	34.1%	100.0%	39.4%
久米野	43		43	50	1	51	94	53.8%	100.0%	59.9%
志口永	34		34	17	1	18	52	33.3%	100.0%	37.0%
岩尻	53		53	38		38	91	41.8%	0.0%	46.1%
高野	66		66	46	2	48	114	41.1%	100.0%	46.2%
榎原	9		9	3		3	12	25.0%	0.0%	28.7%
焼米	29	3	32	17	1	18	50	37.0%	25.0%	40.0%
大屋	20		20	15	1	16	36	42.9%	100.0%	48.1%
下津原	100	3	103	55	5	60	163	35.5%	62.5%	40.2%
内田	86	6	92	57	3	60	152	39.9%	33.3%	43.6%
長小田	26		26	21	1	22	48	44.7%	100.0%	49.5%
久井原	61	1	62	90	6	96	158	59.6%	85.7%	67.7%
江栗	62		62	33	1	34	96	34.7%	100.0%	39.1%
竈門	59		59	55		55	114	48.2%	0.0%	53.2%
上十町	59	1	60	18	1	19	79	23.4%	50.0%	25.9%
山十町	51	1	52	23		23	75	31.1%	0.0%	33.3%
中十町	52	1	53	16	1	17	70	23.5%	50.0%	26.3%
板楠	148	3	151	92	4	96	247	38.3%	57.1%	42.8%
上板楠	102	2	104	44	4	48	152	30.1%	66.7%	34.4%
野田	55	1	56	27	4	31	87	32.9%	80.0%	38.4%
大田黒	119	1	120	48	8	56	176	28.7%	88.9%	34.7%
津田	90	2	92	58	2	60	152	39.2%	50.0%	43.6%
平野	76		76	42	2	44	120	35.6%	100.0%	40.3%
岩	128	1	129	54	5	59	188	29.7%	83.3%	34.3%
中林	16		16	5		5	21	23.8%	0.0%	26.3%
東吉地	69	2	71	32	3	35	106	31.7%	60.0%	36.5%
西吉地	113	2	115	56	4	60	175	33.1%	66.7%	37.7%
和仁	55		55	34		34	89	38.2%	0.0%	41.2%
中和仁	88	2	90	39	3	42	132	30.7%	60.0%	34.7%
上和仁	74	1	75	25	2	27	102	25.3%	66.7%	28.7%
合計	2,804	49	2,853	1,836	137	1,973	4,826	39.6%	73.7%	40.9%

## 2) 民間特定建築物の耐震化の現状

町における民間特定建築物数は、1号特定建築物が4棟及び3号特定建築物が2棟あり、総数6棟と推計されています。このうち、耐震性能が無い昭和56年以前に竣工した1号特定建築物は1棟、3号特定建築物は2棟あり、耐震性能のある昭和57年以降に竣工した1号特定建築物は3棟、3号特定建築物は無いものと推計しています。これにより耐震性能を有する民間特定建築物の耐震化率はそれぞれ、1号特定建築物が75.0%、及び3号特定建築物が100.0%と推計され、全体で民間特定建築物の耐震化率は50.0%と推計できます。

表 13 法第6条民間特定建築物耐震化率推計値（平成23年4月現在）

項 目	A)昭和56年以前竣工 の特定建築物推計数 (棟)	B)昭和57年以降竣工 の特定建築物推計数 (棟)	C)全数 (棟)	耐震化率 (%) (B/C)
1号特定建築物	1	3	4	75.0%
2号特定建築物	-	-	-	-
3号特定建築物	2	0	2	0.0%
合 計	3	3	6	50.0%

※町において2号特定建築物に該当する建築物はありません。 資料：庁内資料による

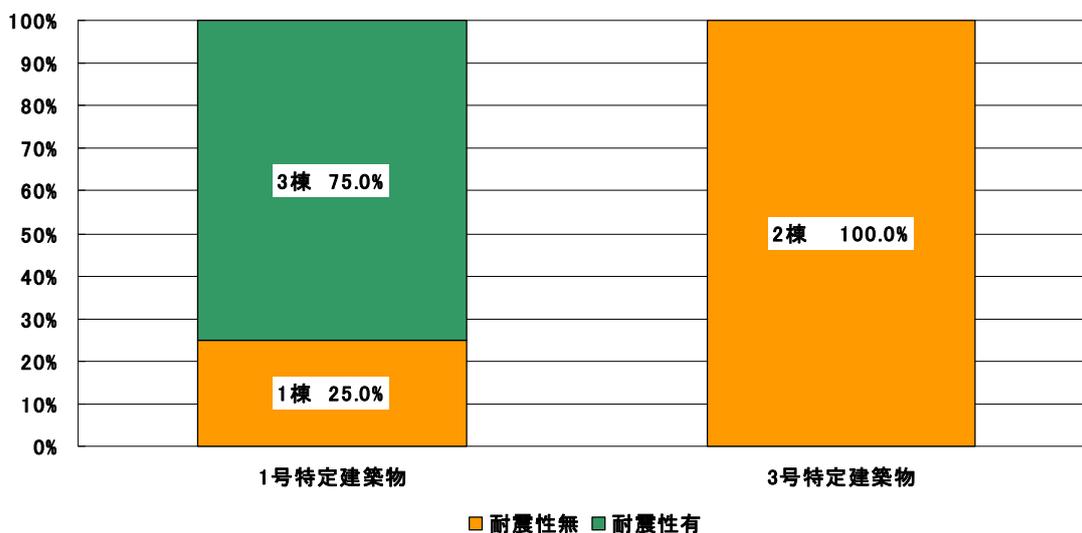


図 15 民間特定建築物耐震化状況

### 3) 町有建築物の耐震化の現状

表 14 調査対象となる建築物の定義

項 目		内 容
町有建築物	地震時拠点施設となる建築物	町庁舎・防災計画で設定された避難予定場所等
	要支援者が利用する建築物	上記以外に該当する学校・福祉施設等
	不特定多数が利用する建築物	町立病院・資料館・観光資源等
	町営住宅	町が運営する住民向住宅・職員用住宅
	その他	上記以外の町有建築物

町有建築物全 141 棟の耐震化率の推計値は、以下のとおり 71.6%となっています。特定建築物は 28 棟あり耐震化率は 64.3%となっています。昭和 56 年以前竣工の特定建築物のうち、1 棟が耐震診断の結果耐震性有と判断されています。

表 15 町有建築物耐震化率推計値（平成 23 年 4 月現在）

種別	A 全数 (棟)	B:昭和 56 年以前竣工 (棟)		D:昭和 57 年以降竣工 (棟)	E:耐震性有 と判断でき る建築物 (棟) (C+D)	F:耐震化率 (%) (E/A)
			C:うち耐震 性有(棟)			
全町有建築物	141	41	1	100	101	71.6%
町有特定建築物	28	11	1	17	18	64.3%

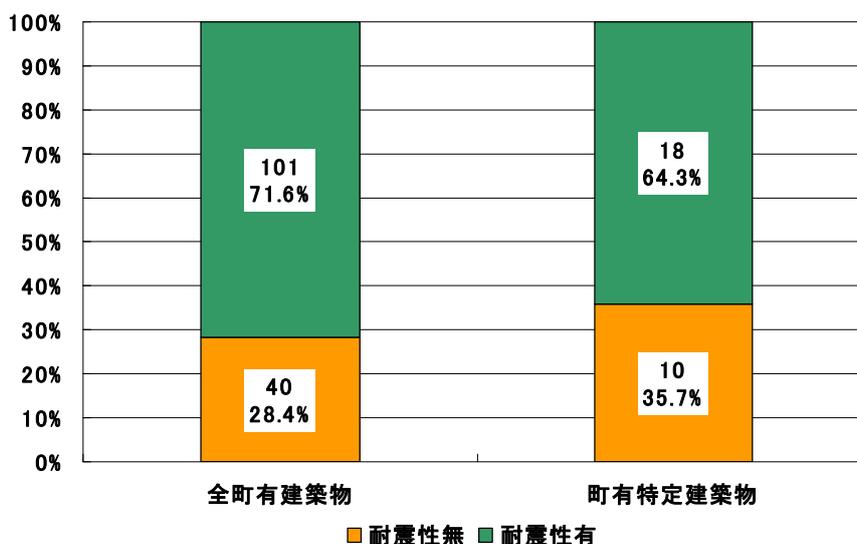


図 16 町有建築物耐震化状況

施設用途区別に見ると、町庁舎や地域防災計画に避難所として記載された学校体育館等の「地震時拠点施設となる建築物」が76.2%、小中学校舎や社会福祉施設等の「要支援者が利用する建築物」は66.7%、「不特定多数が利用する建築物」が69.4%、「町営住宅」69.4%となっています。

表 16 町有建築物 用途別耐震化率推計値

施設用途		A 全数 (棟)	B:昭和56年以前竣工(棟)		D:昭和57年以降竣工(棟)	E:耐震性有と判断できる建築物(棟) (C+D)	F: 耐震化率 (%) (E/A)
			C:うち耐震補強実施済(棟)				
地震時拠点施設となる建築物	町庁舎・防災計画で設定された避難予定場所等	21	5	-	16	16	76.2%
要支援者が利用する建築物	上記以外の学校・福祉施設等	24	9	1	15	16	66.7%
不特定多数が利用する建築物	町立病院・資料館等	36	11	-	25	25	69.4%
町営住宅	町営住宅・改良住宅	49	15	-	34	34	69.4%
その他	上記以外の町有建築物	11	1	-	10	10	90.9%
合 計		141	41	1	100	101	71.6%

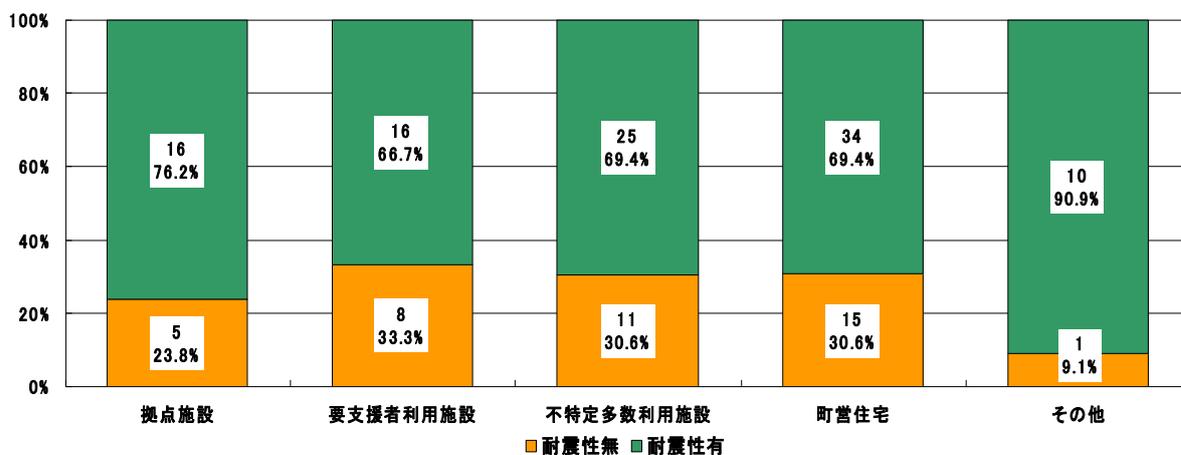


図 17 町有建築物（用途別）耐震化状況

## 第4節 耐震化の目標設定

### 1) 住宅耐震化率の目標

町は国の基本方針と県促進計画を踏まえ、平成27年度末における住宅耐震化率の目標を90%とします。平成27年度末までの目標達成には、施策による効果をあわせ耐震改修や新築・建替等による2,263棟の耐震化が必要となります。

表17 平成27年度末耐震化率90%を目標とした場合の耐震改修必要数推計値

住宅総数 (A)	平成23年度 耐震性無 推計値 (B)	平成23年度 耐震性有 推計値 (C)	計画内で 要改修 住宅数 (D)	耐震性能を有 する 住宅数 (E) = C + D	目標 耐震化率 (%) (E / A)
4,942	2,757	2,185	2,263	4,448	90%

A : 4,826 棟 (平成23年度住宅推計値) + 212 棟 (国土交通省の推計値による新築推計値) - 96 棟 (国土交通省の推計値による除却推計値) = 4,942 棟

B : 2,853 棟 (平成23年度住宅推計値) - 96 棟 = 2,757 棟

C : 1,973 棟 (平成23年度住宅推計値) + 212 棟 = 2,185 棟

D : 耐震性を有しないと判断された住宅で、耐震改修工事を実施する必要がある住宅数  
2,263 棟 = 4,448 棟 - 2,185 棟

E : 4,942 棟に対し耐震化率90%となる為に必要な耐震性能を有する住宅の必要数  
4,448 棟 = 4,942 棟 × 0.9

#### <住宅>

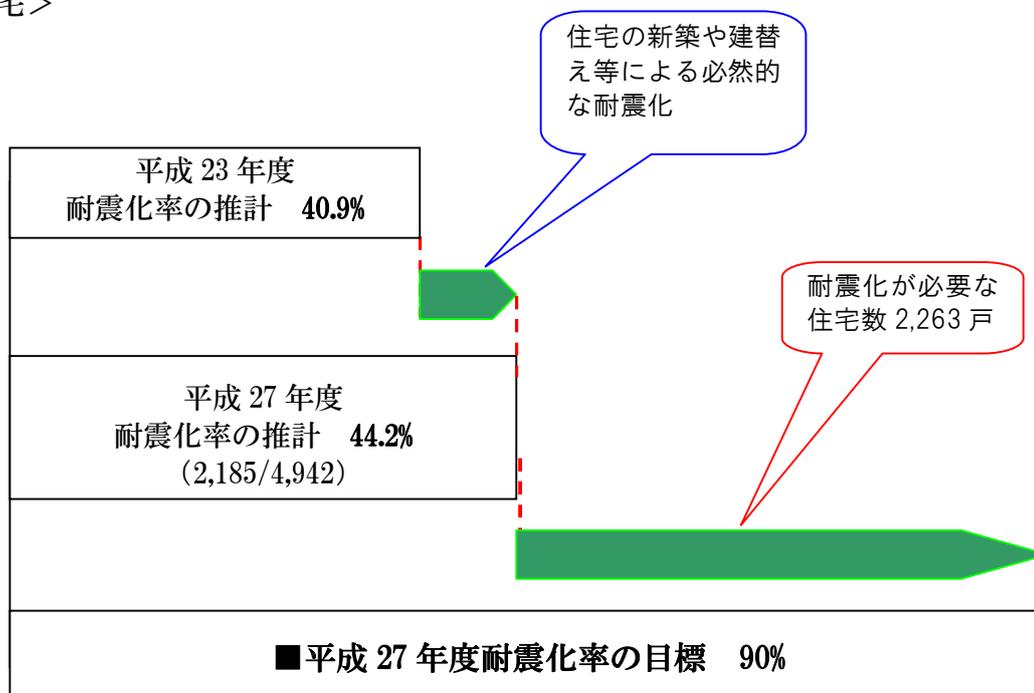


図18 住宅 目標設定イメージ図

## 2) 民間特定建築物耐震化率の目標

大規模な地震による経済的被害を減少させるためには、減災効果の大きな民間特定建築物の耐震化に取り組んでいくことが必要です。町は国の基本方針と県促進計画を踏まえ、平成 27 年度末における民間特定建築物の耐震化率の目標値を 100%とします。

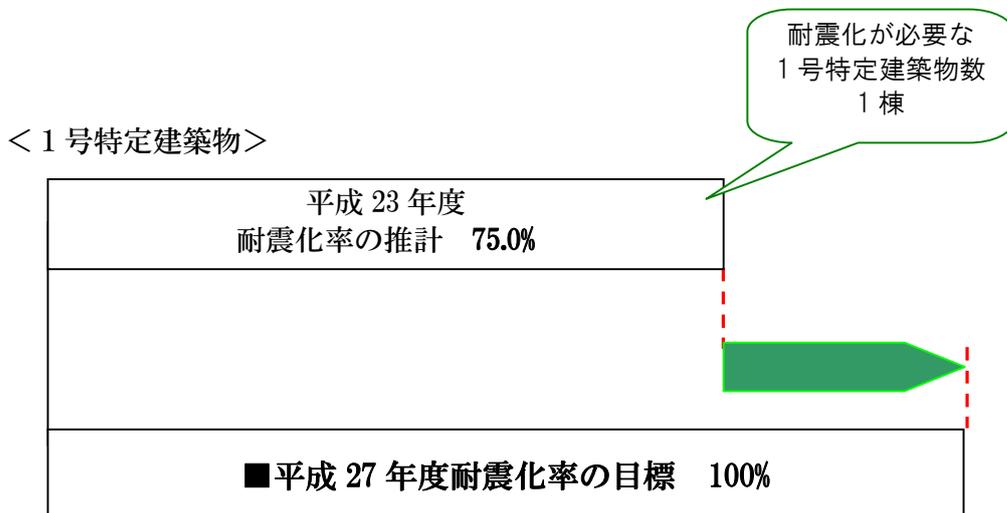


図 19 1号特定建築物 目標設定イメージ図

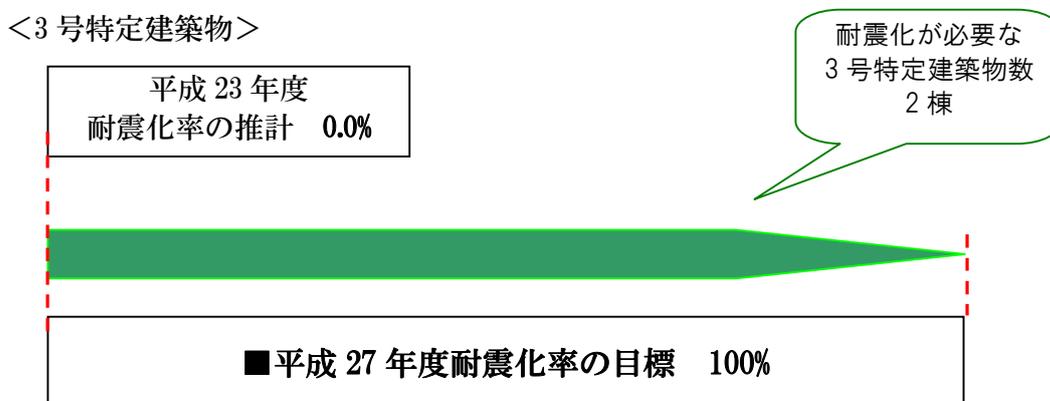


図 20 3号特定建築物 目標設定イメージ図

※H23.4 現在の建築物はH27まで残存すると仮定します。

### 3) 町有建築物耐震化率の目標

町は国の基本方針と県促進計画を踏まえ、平成27年度末における町有建築物のうち、地震時拠点施設となる建築物の耐震化率目標値を100%とし、その他の建築物については90%以上とします。

表 18 町有建築物 平成 27 年度 用途別耐震化率目標推計値

施設用途		A 全数 (棟)	B:耐震性無		D:耐震 性有 (棟)	E:耐震性有 と判断でき る建築物 (棟) (C+D)	F:目標 耐震化 率 (%) E/A
			C:うち耐震 補強が必要 な数(棟)				
地震時拠点施設 となる建築物	町庁舎・防災計 画で設定され た避難予定場 所等	21	5	5	16	21	100%
要支援者が利用 する建築物	上記以外の学 校・福祉施設等	24	9	7	15	22	91.7%
不特定多数が利 用する建築物	町立病院・資料 館等	36	11	8	25	33	91.7%
町営住宅	町営住宅・改良 住宅	49	15	11	34	45	91.8%
その他	上記以外の町 有建築物	11	1	-	10	10	90.9%
合計		141	41	31	100	131	92.9%

<町有建築物>

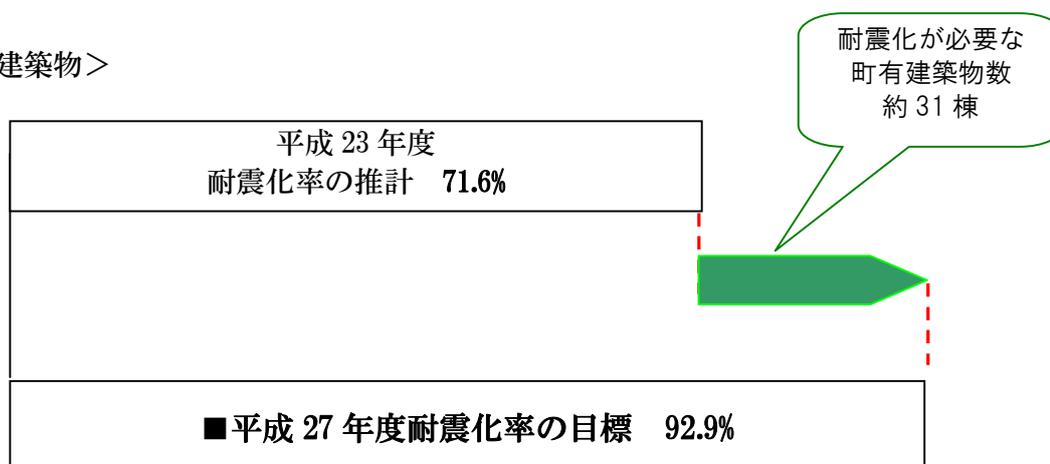


図 21 町有建築物 目標設定イメージ図

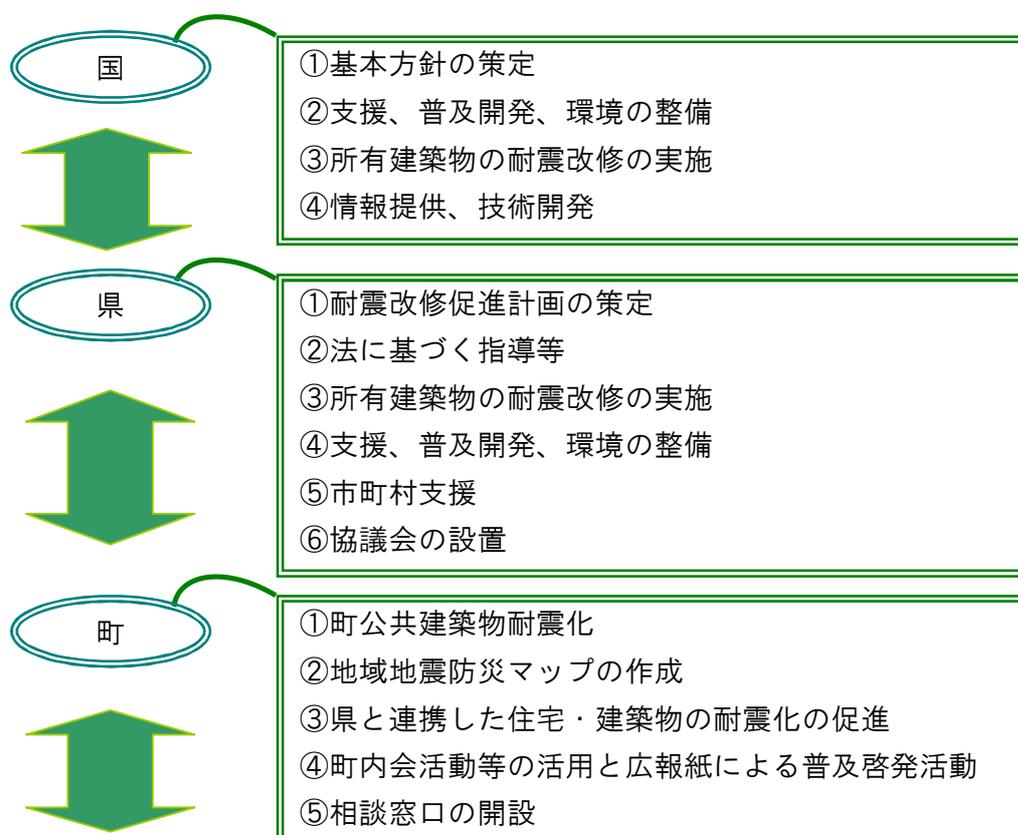
※H23.4 現在の町有建築物は全て H27 まで残存すると仮定します。

## 第4章 建築物の耐震化を促進するための基本方針

### 第1節 町、所有者等の役割の設定

改正法では、計画的な耐震化を推進するため、国、県、市町村、国民それぞれの主体の努力義務が規定されています。

町及び建築物所有者は、適切な役割分担のもとにそれぞれ連携しながら、住宅・建築物の耐震化の促進に取り組むものとします。



#### 1) 住宅・建築物所有者の役割

住宅・建築物の所有者は、自らが耐震化に向けて行動することが必要です。地域防災対策等（防災訓練、地域による地震時の危険箇所の点検、災害時要援護者の把握、地域連絡体制の構築等）を自らの問題または地域の問題として意識し、防災対策に取り組むことが重要です。

## 第2節 重点的に耐震化を促進する地域

### 1) 倒壊時、緊急輸送道路を閉塞する建築物のある地域

緊急輸送道路沿道の建築物は、倒壊した場合に道路を閉塞させ、多くの人の円滑な避難や物資等の輸送、被害を受けた施設の復旧活動等を妨げるおそれがあることから、重点的に耐震化を促進します。

### 2) 昭和56年以前建設の木造住宅が大半をしめる地域

地震時の被害拡大防止のため、昭和56年以前に建設された木造住宅が大半をしめる地域において、重点的に耐震化を促進します。

### 3) 「地震時に通行を確保すべき重要な道路」沿道地域

町においては、県指定緊急輸送道路と拠点施設等とを結ぶ道路を、物資や負傷者を輸送するために「地震時に通行を確保すべき重要な道路」（以下「町輸送重要道路」という。）として位置づけます。これらの道路は、地震時に避難活動及び救助活動を行うために交通を確保すべき重要な道路です。これらの道路の沿線の建築物については、県指定緊急輸送道路同様に、倒壊時に道路を閉塞しないよう、耐震化についての促進を積極的に図るよう検討します。

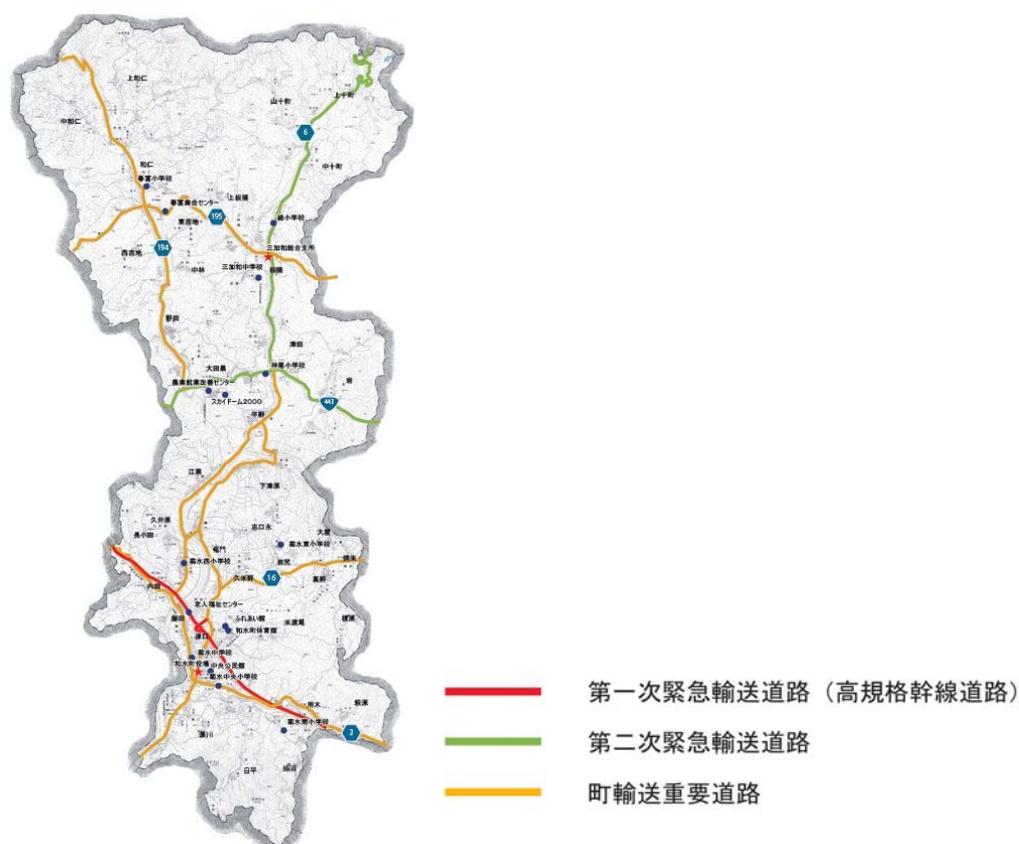


図 22 県指定緊急輸送道路と町輸送重要道路のネットワーク図

### 第3節 重点的に耐震化を促進する建築物

町促進計画における対象建築物の耐震化の現状について、町内資料をもとに、対象建築物ごとに耐震化の実態を推計し、その耐震化状況を把握します。

町促進計画では特に耐震化を図るべき建築物として、次のうち、建築基準法等の耐震関係規定に適合していない建築物（耐震強度が不足する建築物）を対象に、耐震化を促進します。

#### 1) 木造戸建て住宅

阪神・淡路大震災では、昭和56年以前に着工された建築物を中心として、多くの木造住宅で倒壊等の被害が発生しました。耐震化の促進のためには、地震による倒壊の危険性が高い木造戸建て住宅の耐震化の向上を図ることが重要であることから、重点的に耐震化を促進します。

#### 2) その他の民間建築物

地震により倒壊した場合、大きな被害をもたらすことが想定されるその他の民間建築物について耐震化を促進します。特に県指定緊急輸送道路沿いに立地する3号特定建築物や町輸送重要道路沿いに立地する建築物等については、重点的に耐震化を促進します。

#### 3) 町有建築物

地震発生時に公共施設が被災すると、災害応急活動及び住民生活に大きく影響し、さらに避難、救護、復旧活動に支障をきたすこととなります。町有建築物では、法の趣旨を踏まえ、計画的に耐震化を促進するため、耐震性が不明な建築物について早期に耐震診断を実施し、耐震化のための計画を策定し、順次耐震化を行います。地震発生後の災害対策拠点機能を確保することや、建築物利用者の状況及び建築物の立地状況等による甚大な被害を軽減する観点から、以下の建築物耐震化を優先的に進めます。

- 地域防災計画に位置づけられた防災上重要な建築物

- ⇒ 拠点施設・避難予定場所

- 災害時要援護者が利用する建築物

- ⇒ 小中学校・福祉施設・保育園等

- 不特定多数の者が使用する建築物

- ⇒ 病院・観光施設等

## 第5章 耐震改修促進における主な取組み

---

### 第1節 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組み方針

建築物の耐震化を促進するためには、まず建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取組むことが不可欠です。県では、行政や専門家がサポートすることを基本に、普及・啓発、相談窓口の充実等の支援等を講じ、住宅の耐震化の促進を図っています。また、特定建築物の所有者は改正促進法第6条の規定により、当該建築物の耐震化に努めることとなっています。町では同様に、地震災害時の被害の大きさや人命への影響を勘案し、普及・啓発、相談窓口の充実等の支援等を講じ、特定建築物の耐震化の促進を図ります。

町は、こうした所有者等の取組みをできる限り支援する観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や、負担軽減のための制度の構築等必要な施策を講じ、耐震診断及び耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくことを基本方針とします。

#### 1) 住宅の耐震化を促進するための支援

住宅の耐震化に関する施策として、住民にとって最も身近な住宅の耐震化は、住民の生命や財産を保護するとともに、地域の防災機能を高めることに大きく貢献します。しかしながら、住宅は耐震性の不十分なものが多数存在します。住宅の耐震化を進めるに当たっては、まず所有者自らが、住宅の耐震性について意識を持つことが重要です。町は、既存住宅の耐震化を促進するため、昭和56年5月31日以前に着工した戸建て木造住宅を対象に耐震化対策の支援を検討いたします。

#### 2) 民間特定建築物の耐震化に関する施策

特定建築物については、改正促進法第6条第1号に学校、体育館、病院、劇場、百貨店、事務所等の多数の者が利用する一定規模以上の建築物、第2号に火薬類、石油類等の危険物を一定数量以上扱う建築物、第3号に地震によって倒壊した場合にその敷地に接する道路の通行を妨げ、円滑な避難及び救助活動を困難とするおそれのある建築物について規定されています。これらの特定建築物は、地震災害の際に生ずる人的被害や経済的被害が甚大なものとなる可能性や地震災害時の避難やその後の救援活動に障害を及ぼす可能性があります。町では、これらの特定建築物を対象に耐震化の促進のための支援策を実施いたします。

### 3) 町有建築物に対する耐震改修促進の取組み

町有建築物については、耐震診断及び耐震改修を進めるための耐震化プログラムを策定いたします。検討に当たっては、公共建築物等の性格を踏まえ、実施の優先度や事業費等を勘案したものとします。

#### 第2節 耐震化を促進するための支援制度・体制

耐震診断及び耐震改修の促進を図るために、次の施策について検討を行うものとします。また国の補助事業や租税特別措置について分かりやすく整理し、町における各補助事業に対しての事業量の把握も行うものとします。

- 安心して耐震改修が行うことができるようにするための環境整備
- 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要
- 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項
- 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定
- 重点的に耐震化すべき地区の設定

#### 第3節 町促進計画の見直し

町促進計画は、耐震診断及び耐震改修の状況を勘案し、必要に応じ検証及び見直しを行います。また、町促進計画を実施するに当たり、必要な事項は別途定めることとします。

## 第6章 耐震改修を促進する環境整備

---

耐震診断及び耐震改修に関する情報提供や相談体制を整備するとともに、県や関係団体等との連携による専門技術者の育成や技術向上に向けた取組みの促進等、建築物の所有者等が安心して耐震改修を行うことができる環境を整えます。

### 1) 窓口等相談体制の整備・情報提供の充実

建物の所有者等からの地震に対する建築物の安全性や改修技術についての相談に応じるとともに、(財)熊本県建築住宅センターの相談窓口を活用し、耐震関係情報の提供の充実を図ります。

### 2) 専門技術者の養成・専門技術者情報の公開

木造戸建住宅の耐震診断・改修を促進する上では、建築士や工事施工者等、建築関係の技術者の知識の習得・技術の向上が重要となります。これらの方々を対象とした講習会を実施することで、建築関係の技術者が耐震化に必要な知識・技術を習得できる場を県と協力して提供します。また、住民が安心して耐震診断・耐震改修を行えるよう、助成事業を通じて事業者の育成を行うとともに悪質な事業者の排除に努めます。

### 3) 耐震診断及び耐震改修の技術の向上等

町は、耐震診断及び耐震改修に関する技術について、建築関係団体に対し速やかに情報の提供を行うとともに、県の協力を得ながら耐震技術の普及に努めます。

### 4) 関係団体等との連携

県促進計画を踏まえ、県と町の役割分担を定め、耐震改修に関する啓発及び知識の普及促進を図るために次の項目を整理するものとします。また各行政区単位による地域住民との連携・支援策について、地域の耐震化に向け地域住民が持つべき意識や行うべき行動等について検討します。

- 耐震改修促進法による指導・助言、支持、公表等に関する事項
- 地域の耐震指針等の実効性を上げる為の条例化等に関する事項
- その他耐震改修促進に関して必要な事項

## 第7章 建築物の耐震化に関する啓発及び知識普及の取組み

建築物の所有者等の意識向上や必要としている情報を住民に的確に提供するため、地震に対する建築物の安全性の向上に向けた啓発及び知識の普及を図ります。

### 1) 講習会の開催等の案内及び情報提供

県が実施する講習会の受講者名簿等を作成し、ホームページ等に掲載する等以下の情報提供を行います。

- 講習会参加者、建設技術者、建築関係団体への登録状況の把握
- 県が作成したパンフレットの配布及び広報誌の活用
- 関係機関の情報とのリンク（ホームページ等の活用）

### 2) リフォームに併せた耐震改修の促進

住まいの家族構成や生活スタイルが変わることにより、増改築等のリフォームが必要になる場合に、これらのリフォームに併せて耐震改修を行うと費用の面においても安価で適確な耐震改修ができる等、合理的で効果の高い耐震改修工事を行うことができます。このようなことからリフォームに併せた耐震改修の促進を耐震相談やパンフレットの配布等を通じて推進していくとともに、建築関係団体とも連携して住宅・建築物の所有者等に対して普及・啓発を検討します。

### 3) 自主防災組織等との連携による普及啓発

地震防災対策として、「自らの命は自らで守る」「自分たちの地域は自分たちで守る」という共通の目的を持って、住民が自発的に結成する組織である自主防災組織の活動が非常に有効であると言われていています。各行政区単位による町内会等が自主防災組織として、町と連携した活動を実施することが望ましく、町は建築関係団体と連携して、自主防災組織等に対して、耐震診断又は耐震改修の啓発のため、パンフレットの配布、専門家や建築技術者の派遣等必要な支援を検討します。

### 4) 「和水町地震防災マップ」の作成と公表

住民に地震の危険度の認識を深めてもらい、耐震化促進の意識啓発を図るとともに、災害における被害を最小限に食い止めることを目的に、予想される被害の区域や程度等を地図上に示す「和水町地震防災マップ」を作成します。「和水町地震防災マップ」には、「揺れやすさマップ」と「危険度マップ」を掲載しています。「揺れやすさマップ」とは、町内の地盤状況を把握し、起こりうる直下型の地震を想定した地域の揺れやすさを震度として色分けした地図で、地盤の状況とそこで起こりうる地震の両面から地域の

揺れやすさを評価することで、住民自らがその居住地の震度を認識できるよう表現したものです。

震度は被害と密接に関わることから、予め震度についての情報を得ることによって防災意識の高揚が図れ、自らの居住地をマップにおいて認識でき、地震時の危険性を想定することができます。

「揺れやすさマップ」で表した揺れが各地で発生した場合、建物が木造かそうでないか、また古いか新しいかの違いにより倒壊する建物数が違ってきます。国が示した計算式により、地区別に建物倒壊の割合（倒壊率）を計算し、それを地図に表したものが「危険度マップ」です。これは、揺れが大きい地域でも、新しく耐震性の有る建物が分散している地域では、建物倒壊の割合が低く、揺れが小さい地域でも、古く耐震性の無い建物が密集している地域では、建物倒壊の割合が高くなることを示しています。

またマップの裏には、簡易的な木造住宅の耐震診断方法、日頃の地震に対する備え、地震時の行動及び地震に対する知識等を掲載したパンフレットを作成し、耐震診断・改修の啓発を行います。住民の更なる意識の向上を目指し、今後とも、啓発パンフレットの配布等の周知活動を行っていきます。

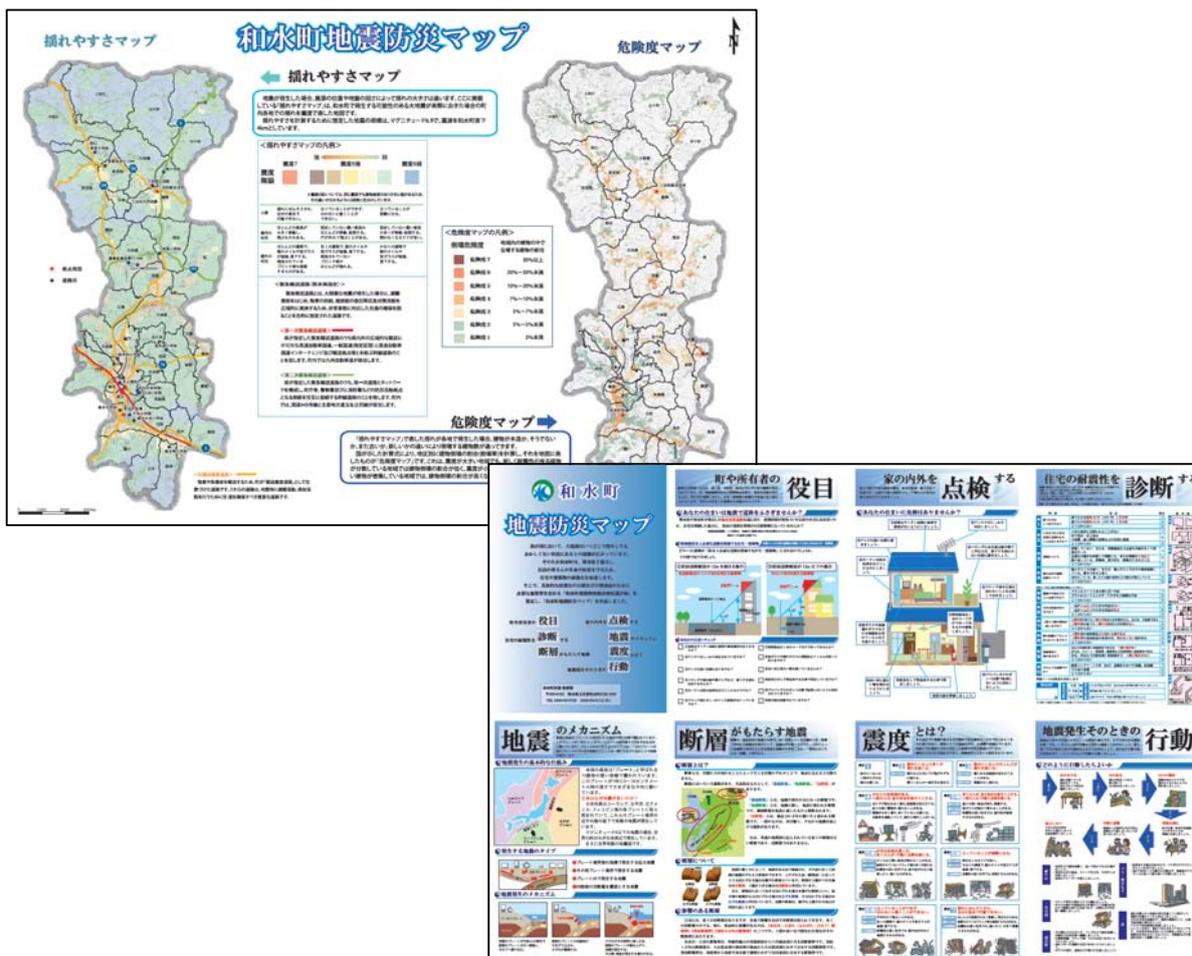


図 23 「和水平地震防災マップ」

## 第8章 地震時の総合的な安全対策の促進

ブロック塀の倒壊、窓ガラスの飛散・看板等の落下、大規模空間を持つ建築物の天井の落下、エレベーターへの閉じ込め防止対策及び家具の転倒防止器具の普及等、地震時の総合的な安全対策を促進します。

### 1) ブロック塀の安全対策

地震によりブロック塀が倒壊すると、道路を通行している人に直接的な被害を与えたり、通行が遮断されることによって、避難、救助活動が阻害されたりする等様々な問題が発生します。よって以下のような啓発活動を検討します。

⇒住民に対する啓発

新しいブロック塀の施工方法、既存ブロック塀の補強方法について、パンフレットを配布する等、住民への周知を行います。

⇒ブロック塀施工者に対する周知

ブロック塀の計画・施工に携わる建築関係者に対し、正しい技術の周知を行います。

**ブロック塀  
倒壊危険性  
チェック**

古いブロック塀は以下の5項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。

- 1.基礎の根入れはあるか  
コンクリートの基礎は、根入れ深さが30cm以上あるか
- 2.塀は高すぎないか  
塀の高さは地盤から2.2m以下か
- 3.控え壁はあるか  
塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか
- 4.塀に鉄筋は入っているか  
塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれにかぎ掛けされているか
- 5.塀は健全であるか  
塀に傾き、ひび割れはないか。

(出典：(財)日本建築防災協会パンフレット)

### 2) 窓ガラスや屋外看板等の落下防止

地震発生時の窓ガラスや屋外看板等の落下防止対策として、所有者に対して早期点検を促すとともに、施工者に対して適切な施工方法及び補強方法の普及を図ります。

### 3) 天井材等の落下に対する落下防止対策

近年の地震においては、建築物の外壁・窓ガラス・天井の落下による被害が発生しています。建築物の所有者・管理者は、建築物の内部や周辺における安全性を確保するため、定期的な点検や改修工事についての啓発活動を検討します。

#### 4) エレベーターの閉じ込め防止対策

エレベーターには、一定の震度以上で緊急停止する等、各種の安全対策が講じられておりますが、現在、地震発生に伴う利用者の閉じ込め被害が大きな問題となっています。町は、国の社会資本整備審議会建築分科会によるエレベーターの地震防災対策の推進についての報告書の内容を踏まえ、関係機関と協議の上、必要な対応について所有者・管理者に情報提供を行います。

#### 5) 家具転倒防止策の推進

地震による建物被害の軽減を図るための耐震化の促進はもちろんのこと、建物に被害がなくても、家具等の転倒や散乱で下敷きとなったり、けがをしてしまったり、避難が遅れたりといった人的被害を未然に防止することが必要です。そのためには、家具や電化製品等の転倒防止対策、それらに付属しているガラスの飛散防止対策、大型家具・電化製品等の配置の工夫（就寝場所や避難経路からはずれた場所への配置換え）等について知識の普及や啓発を行う必要があります。町は、パンフレットの配布や建築関係団体によるアドバイス等による普及・啓発を検討します。

## 【資料編】

### 1) 熊本県想定地震被害【熊本県建築物耐震促進化計画資料】

～新潟県中越地震、福岡県西方沖地震における被害状況～

#### ①新潟県中越地震

平成16年10月23日夕刻に発生した新潟県中越地震は、中越地方の深さ13kmで発生しており、マグニチュード6.8と推定されています。各地の震度は、北魚沼郡川口町で震度7、小千谷市、長岡市（旧山古志村、旧小国町を含む）で震度6強から6弱が観測され、新潟市は震度4でした。震源地周辺は、魚沼産コシヒカリで有名な農山村で、地震の激しい揺れで斜面の崩壊が多発し、道路の寸断で孤立する集落が出るなどの被害が多くありました。地震計で観測された各地の最大加速度は、十日町市で1716gal、小千谷市で1308galとされており、福岡県西方沖地震の5～6倍の値となっています。

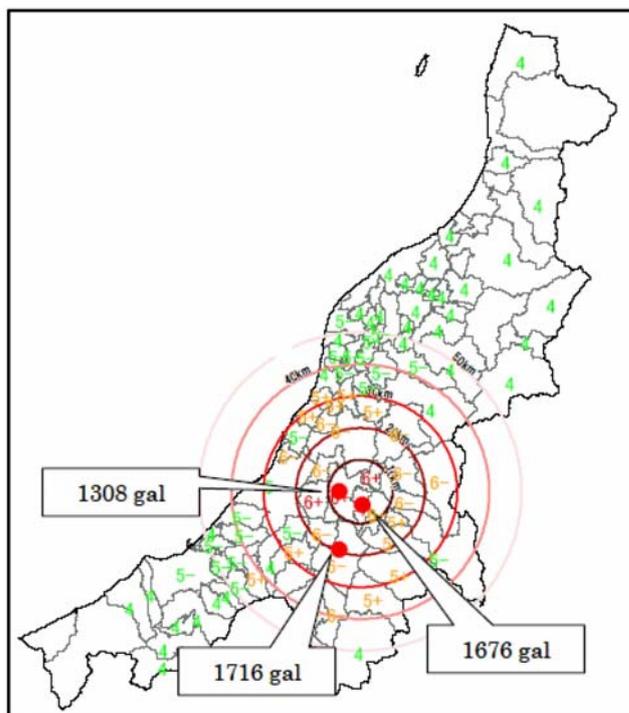


図1-1 新潟県中越地震  
(震源と加速度記録)

#### ②福岡県西方沖地震

平成17年3月20日(日)午前10時53分頃、福岡県西方沖(福岡市の北西約30km)を震源とする地震が発生しました。震源の深さは9km、地震の規模はマグニチュード7.0と推定されています。この地震により、福岡市中央区・東区と福岡県前原市、佐賀県みやき町で震度6弱を観測した他、九州地方から関東地方にかけて震度5強から震度1の揺れが観測されています。地震計で

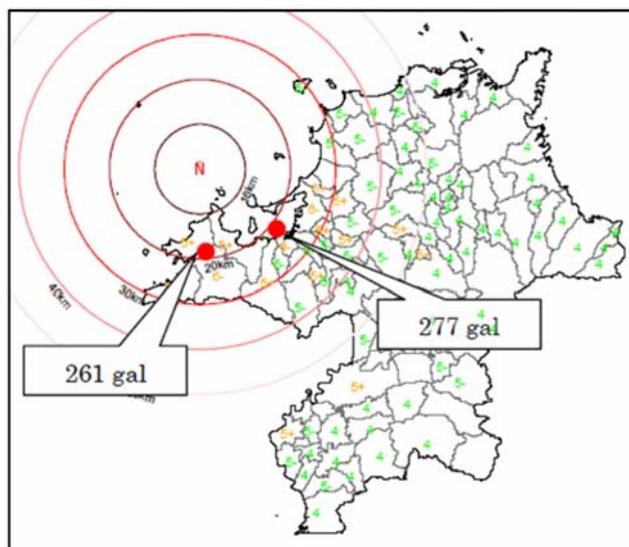


図1-2 福岡県西方沖地震  
(震源と加速度記録)

観測された各地の最大加速度は、長崎県平戸で 356gal、福岡市中央区で 277gal、前原市で 261gal となっています。

気象庁によると、この地震はこれまで知られていない海底の断層が動いたことによる陸側地殻内で発生したもので、東西方向から押す力と南北方向に引っ張る力が震源付近で働くことにより、北西から南東にかけて地盤がずれた左横ズレ断層と推定されています。国土地理院発表（平成 17 年 6 月 10 日）

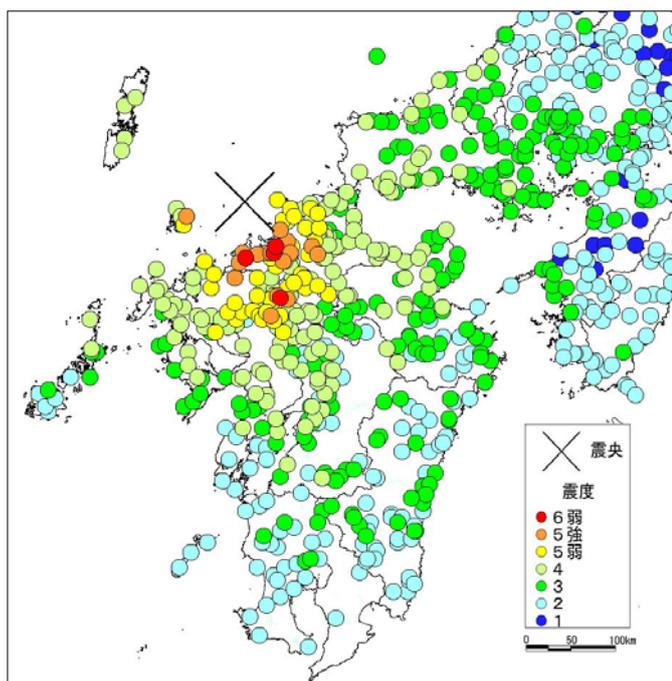


図 1-3 震度分布図

によると、博多湾周辺で大きな地殻変動が認められ、玄界島で南方向に最大 38cm の変位が確認されています。

### ③福岡西方沖地震、新潟県中越地震、阪神・淡路大震災との比較

福岡県西方沖地震と新潟県中越地震、平成 7 年に神戸で発生した阪神・淡路大震災とがどのように違うのか表 1-1 から表 1-3 により比較を示します。

表 1-1 地震の概要と被害の概要

項目	福岡県西方沖地震	新潟県中越地震	阪神・淡路大震災
発生日時	平成 17 年 3 月 20 日 (日) 午前 10 時 53 分	平成 16 年 10 月 23 日 (土) 午後 5 時 56 分	平成 7 年 1 月 17 日 (火) 午前 5 時 46 分
地震規模	マグニチュード 7.0	マグニチュード 6.8	マグニチュード 7.3
最大震度	6 弱 (福岡市、前原市、みやき町)	7 (川口町)	7 (神戸市、北淡町他一部)
被害概要	死者： 1 人 重軽傷者：1,087 人 住家被害：8,997 棟	死者： 46 人 重軽傷者： 4,801 人 住家被害：117,082 棟	死者： ※6,435 人 重軽傷者： 43,792 人 住家被害： 512,882 棟

※阪神・淡路大震災の死者には行方不明者 3 人を含む。

表 1-2 人的被害の比較

項目	福岡県西方沖地震		新潟県中越地震		阪神・淡路大震災	
	人	比率 (%)	人	比率 (%)	人	比率 (%)
死者	1	0.1	46	0.9	※6,435	12.8
重傷者	76	7.0	627	12.9	10,683	21.3
軽傷者	1,011	92.9	4,174	86.2	33,109	65.9
計	1,088	—	4,847	—	50,227	—

※阪神・淡路大震災の死者には行方不明者 3 人を含む。

福岡県西方沖を震源とする地震（第 34 報）：平成 17 年 5 月 12 日、消防庁より

平成 16 年新潟県中越地震（第 66 報）：平成 17 年 3 月 18 日、消防庁より

阪神・淡路大震災について（第 105 報）：平成 12 年 12 月 27 日、消防庁より

表 1-3 建物被害の比較

項目	福岡県西方沖地震		新潟県中越地震		阪神・淡路大震災	
	棟数	比率 (%)	棟数	比率 (%)	棟数	比率 (%)
全壊	133	1.5	2,827	2.4	104,906	20.5
半壊	244	2.7	12,746	10.9	144,274	28.1
一部損壊	8,620	95.8	101,509	86.7	263,702	51.4
計	8,997	—	117,082	—	512,882	—

人的被害は、阪神・淡路大震災では死者・行方不明者が 6,435 人に及んでいます。地震発生時間が、週明けの早朝であったため犠牲者は自宅で被災した方が殆どで、死亡の原因は家屋の倒壊や転倒した家具の下敷きによる窒息死や圧死などが多くなっています。また、地震後に発生した火災による死者も全体の 1 割程度あったと推定されており、人的被害者数に占める死者の比率は 12.8% と非常に高くなっています。

新潟県中越地震では、46 人の方が亡くなり、地震の揺れにより直接被災された方が 29 人で、長く続いた余震の影響で避難所、病院などで亡くなられた方が 17 人など、地震後避難所等で亡くなられた人の比率が高くなっています。

福岡県西方沖地震では、1 名の方が亡くなっていますが、人的被害に占める死者・重傷者の比率は少なく、軽傷者が 9 割以上を占めています。

建物被害は、阪神・淡路大震災で、震度 7 とされた震災の帯を中心に建物被害が集中しており、特に戦前に建築された老朽建築物の多い地域に被害が集中しています。また、地震後の火災の発生により多くの建物が焼失しています。

新潟県中越地震では、豪雪地帯特有のコンクリート高基礎住宅が多く、比較的新しい住

宅の被害は少なかったが、揺れが大きかったため、住宅の基礎地盤の流動により全半壊した家屋も多くなっています。

福岡西方沖地震は、震源に近い福岡市西区の玄界島、西浦、前原市及び志摩町に集中しています。特に全壊家屋の約8割が玄界島に集中し、また福岡市西区や前原市、志摩町などに多く見られた棟瓦などの一部損壊の比率が多くを占めています。

## 2) 熊本県における被害状況シミュレーション【熊本県建築物耐震促進化計画資料】

### ①熊本県における被害想定（被害状況シミュレーション）※1

阪神・淡路大震災では、都市部における家屋の倒壊や火災、沿岸部における液状化等の地域特性を反映した独特の被災形態が見られたことから、多様な地域特性を有する熊本県でも、市街地部・山間部・島しょ部などの地域タイプ毎に事情を配慮する必要があります。

県では、以下のとおり、阪神・淡路大震災の地震条件（活断層を震源地とする直下型であることなど）や地震発生時の社会条件（発生季節や時刻、交通状況など）を同一とし、2つのケースでの地震規模で被害状況シミュレーションを行っています。

※1 平成9年3月「熊本県震災対策指針」による

#### （ア）震災事例による被災モデル試算のための設定条件

##### i. 発生状況

- ・発生季節：冬
- ・発生時刻：未明（午前5時46分）
- ・人的条件：ほとんどの住民が住宅にて就寝中
- ・交通状況：交通機関の利用者はほとんどいない
- ・都市活動：ほとんど行われていない

##### ii. 地震条件

地震のメカニズムは、収集した阪神・淡路大震災データを基に各種被害率を設定するため、地震条件（活断層を地震源とする直下型）は同じ条件とします。

ただし、地震規模については、マグニチュード7.3と非常に大きかった阪神・淡路大震災と同じ規模の場合と、阪神・淡路大震災と関東大震災との中間規模であるマグニチュード6.9程度の規模の場合の2ケースを、瞬間最大加速度の違いとして設定します。

- ・超大規模地震：阪神・淡路大震災と同程度の地震規模

瞬間最大加速度 水平方向 800gal

- ・大規模地震 : 阪神・淡路大震災と関東大震災の中間規模

瞬間最大加速度 水平方向 600gal

### iii. 地域特性

社会指標（人口、建築物、土木構築物の質・量）が大きく異なる3地域タイプのそれぞれについて、被害を想定します。震源地として想定した3地域タイプは市街地部、山間部、島しょ部とし、それぞれ熊本市、球磨郡、天草上島をモデル地区とします。

#### (イ) 被害想定の類推結果

この調査により想定された被害は、表2-1と表2-2のとおりです。

建築物では、市街地での住宅の被害が大きく、特に超大規模地震発生時で約2万1千戸、大規模地震時でも約1万戸と想定されています。

人的被害では、超大規模地震時の市街地での死者数が約900人、大規模地震時でも約370人と想定されおり、建築物の倒壊等による即死者数が約7割を占めています。

これらの被害を減少させるためには、住宅・建築物の耐震化を促進することが有効であると考えられます。

表2-1 建築物倒壊数

		超大規模地震			大規模地震			現況の建物数		
		市街地部	山間部	島しょ部	市街地部	山間部	島しょ部	市街地部	山間部	島しょ部
建築物倒壊数	戸建住宅	21,332	3,206	2,375	10,293	1,547	1,146	111,514	16,772	12,466
	集合住宅	4,521	1,017	197	2,173	491	95	39,174	5,528	1,508
	商業ビル	456	141	75	216	67	36	9,853	1,286	796
	工場	491	353	147	229	169	70	14,731	4,048	1,984
	病院	25	6	3	12	3	1	421	56	39
	その他	0	0	0	0	0	0	23,582	24,560	7,382
	合計	26,825	4,723	2,797	12,923	2,277	1,348	199,275	52,250	24,175

表 2-2 人的被害の状況

		超大規模地震			大規模地震		
		市街地部	山間部	島しょ部	市街地部	山間部	島しょ部
死亡者数	即 死	612	209	150	246	84	60
	生き埋め	262	90	64	105	36	26
	火 災	34	1	0	14	1	0
	合計	908	300	214	365	121	86
負傷者数	生き埋め	638	218	156	256	88	63
	火 災	221	10	2	150	6	2
	その他	5,599	789	459	3,347	497	294
	合計	6,458	1,017	617	3,753	591	359

②「表層地盤の揺れやすさ」について

地震による地表での揺れの強さは、主に震源断層に関する「震源特性」、震源からの地震波の伝播経路に関する「伝播特性」、表層地盤のかたさ・やわらかさに関する「地盤特性」の3つによって異なります。一般には、地震の規模（マグニチュード）が大きい（震源特性の1つ）ほど、また震源から近い（伝播特性の1つ）ほど地震による揺れは大きくなります。しかし、マグニチュードや震源からの距離が同じであっても、表層地盤の違い（地盤特性）によって揺れの強さは大きく異なり、表層地盤がやわらかな場所では、かたい場所に比べて揺れは大きくなります。この効果を、ここでは「表層地盤の揺れやすさ」と表現しています。熊本県の表層地盤の揺れやすさを図 2-1 に示します。

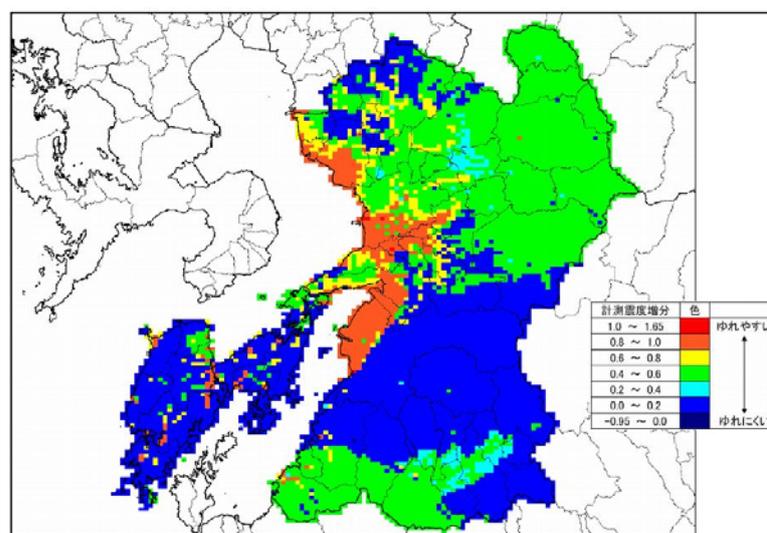


図 2-1 熊本県表層地盤の揺れやすさ

### 3) 東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）

東北地方太平洋沖地震は、2011年（平成23年）3月11日14時46分18.1秒、日本の太平洋三陸沖を震源として発生した地震です。東日本大震災を引き起こし、東北から関東にかけての東日本一帯に甚大な被害をもたらしました。

この地震は、牡鹿半島の東南東約130km付近（三陸沖）の深さ約24kmを震源として発生しました。太平洋プレートと北アメリカプレートの境界域（日本海溝付近）における海溝型地震で、震源域は東北地方から関東地方にかけての太平洋沖の幅約200km、長さ約500kmの広範囲に亘りました。地震の規模を示すマグニチュードは9.0で、大正関東地震（1923年）の約45倍、兵庫県南部地震（1995年）の約1450倍のエネルギーの地震でした。これは日本国内においては、先に述べた大正関東地震の7.9や昭和三陸地震（1933年）の8.4を上回る観測史上最大であるとともに、世界でもスマトラ島沖地震（2004年）以来の規模で、1900年以降でも4番目に大きな巨大地震でした。

地震によって大規模な津波が発生し、最大で海岸から6km内陸まで浸水、岩手県三陸南部、宮城県、福島県浜通り北部では津波の高さが8m～9mに達し、1896年明治三陸地震の津波を上回る最大潮上高40.5m（岩手県宮古市）を記録するなど、震源域に近い東北地方の太平洋岸では、高い津波が甚大な被害をもたらしました。津波は関東地方の太平洋岸でも被害をもたらしたほか、環太平洋地域を中心に各国の海岸に達しました。また、岩手県から千葉県にかけて震度6弱以上を観測するなど広範囲で強い揺れとなり、関東地方の埋め立て地で大規模な液状化現象が発生しました。一方東北太平洋岸では、地盤沈下により浸水被害が長期的に続いています。

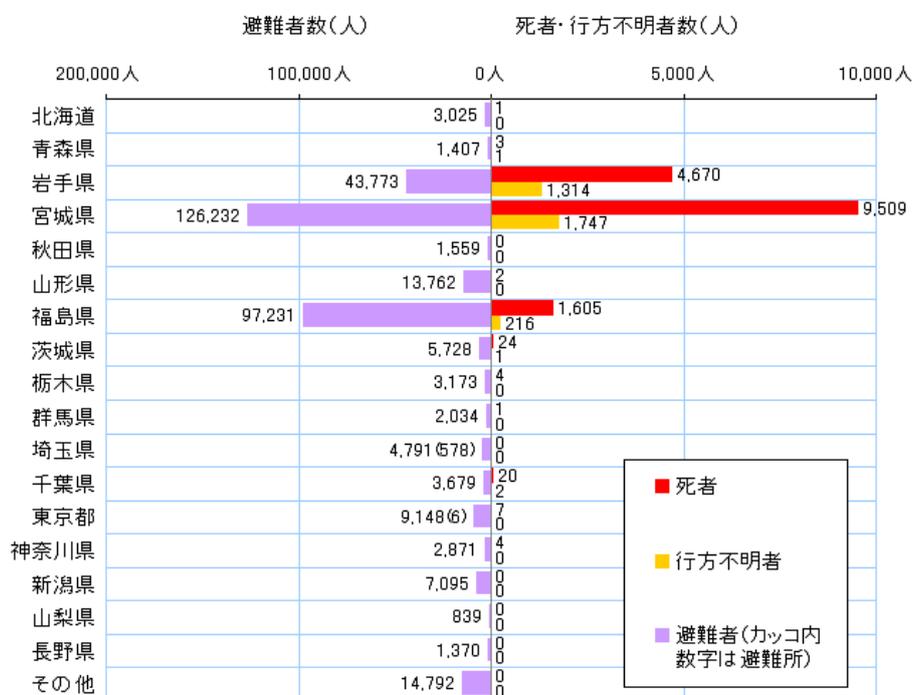
津波、液状化、建築物倒壊など、東北の岩手県、宮城県、福島県の3県、関東の茨城県、千葉県の2県を中心とした被害は大きく、この地震による死者・行方不明者計約2万人の大半は東北の3県が占めました。また、発電施設被害による大規模停電や一連の震災により、日本全国および世界に経済的な二次被害がもたらされました。

一方、地震と津波により福島第一原子力発電所事故が発生し、放射性物質漏れによる汚染が起きているほか、日本の原子力発電所の再稼働問題、電力危機なども発生しています。宮城県栗原市で最大震度7を観測し、激しい揺れは2分間続きました。震度7を観測したのは、2004年の新潟県中越地震以来7年ぶり、観測史上3回目でした。また仙台では震度6強を観測しました。このほかにも宮城県、福島県、茨城県、栃木県の一部で震度6強を

観測するなど、震源域が広がったことから強震が広範囲に亘りました。また、気象庁の震度推計分布図によると、福島県いわき市で局地的に震度7相当の揺れがあったほか、防災科学技術研究所の強震観測網によると、栃木県芳賀町にある観測点で震度7相当の揺れ(計測震度)を観測していたことも分かっています。ただし前者は震度計による観測ではなく、後者は気象庁の認知している震度計ではないため、いずれも観測点の震度には反映されていません。

東京では震度5強、名古屋では震度4、大阪では震度3を観測しました。遠く鹿児島県鹿児島市桜島や東京都小笠原村母島でも震度1を観測しており、震源から1300km以上離れていることから、地震波はS波だけでも5分以上かけて到達しています。東京大学地震研究所の解析によると、本震の揺れは東日本全体で約6分間続きました。日本で体を感じる揺れがなかったのは中国地方、四国地方、九州地方のそれぞれ一部と南西諸島のみでした。長野市松代町の気象庁精密地震観測室は、地震発生から2時間半おきに、この地震によると見られる5回の表面波を確認し、地震波は時速14000kmで地球上を5周したと見られます。

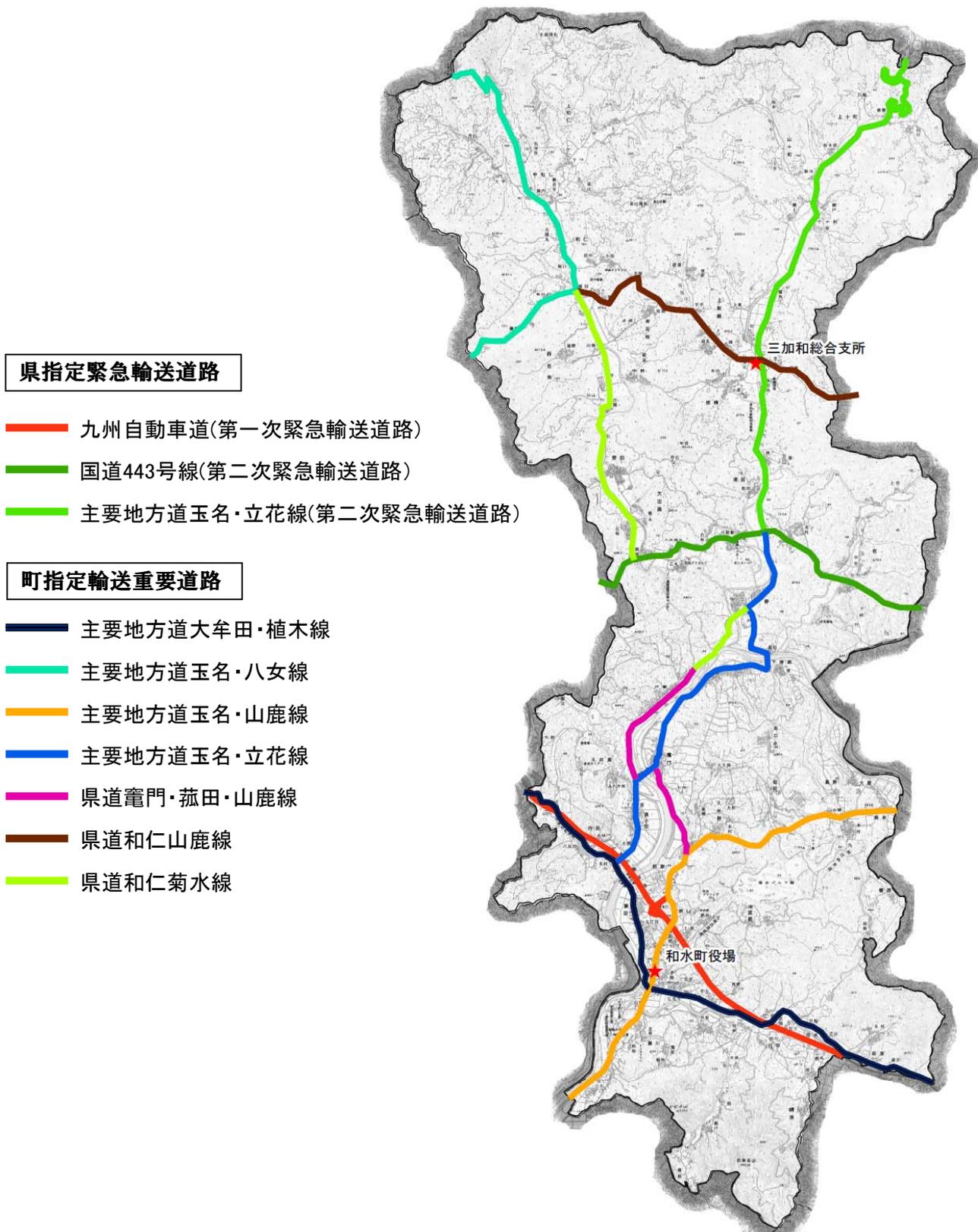
東日本大震災の被害者数 (全国) 避難者 342,509人 死者 15,850人  
うち避難所 584人 行方不明者 3,281人



(注) 死者・行方不明者数2012年2月15日現在、避難者数(親戚宅、仮設・公営住宅を含む)2月9日現在  
(資料) 警察庁(死者・行方不明者数)、東日本大震災復興対策本部(避難者数-2週おき発表予定)

図 3-1 東日本大震災被害者数

#### 4) 町が指定する輸送重要道路網図



## 5) 関係法令

### ①建築物の耐震改修の促進に関する法律

(平成七年十月二十七日法律第二百二十三号) 抜粋

#### 第一章 総則

##### (目的)

第一条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

##### (定義)

第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

##### (国、地方公共団体及び国民の努力義務)

第三条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

#### 第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

##### (基本方針)

第四条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項
  - 二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
  - 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項
  - 四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項
  - 五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項
- 3 国土交通大臣は、基本方針を定め又はこれを変更したときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

（都道府県耐震改修促進計画等）

第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。

- 2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
  - 二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
  - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
  - 四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
  - 五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
  - 一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合、当該耐震診断及び耐震改修の促進を図るべき建築物の敷地に接する道路に関する事項
  - 二 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号。以

下「特定優良賃貸住宅法」という。)第三条第四号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅(特定優良賃貸住宅法第六条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。)を活用し、第十条に規定する認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者(特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。)に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合、特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項

- 三 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という。)又は地方住宅供給公社(以下「公社」という。)による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合、機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項
- 4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載しようとするときは、当該事項についてあらかじめ、機構又は当該公社及びその設立団体(地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第二百二十四号)第四条第二項に規定する設立団体をいい、当該都道府県を除く。)の長の同意を得なければならない。
- 5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。
- 6 前三項の規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。
- 7 市町村は、基本方針及び都道府県耐震改修促進計画を勘案して、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努めるものとする。
- 8 市町村は、前項の計画を定め又は変更したときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

### 第三章 特定建築物に係る措置

(特定建築物の所有者の努力)

第六条 次に掲げる建築物のうち、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定(第八条において「耐震関係規定」という。)に適合しない建築物で同法第三条第二項の規定の適用を受けているもの(以下「特定建築物」という。)の所有者は、当該特定建築物について耐震診断を行い、必要に応じ当該特定建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって、政令で定

める規模以上のもの

- 二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であつて、政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- 三 地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物であつて、その敷地が前条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接するもの

(指導及び助言並びに指示等)

- 第七条 所管行政庁は、特定建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項を勘案して、特定建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。
- 2 所管行政庁は、次に掲げる特定建築物のうち、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであつて、政令で定める規模以上のものについて必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項を勘案して、必要な指示をすることができる。
    - 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定建築物
    - 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定建築物
    - 三 前条第二号に掲げる建築物である特定建築物
  - 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
  - 4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定建築物の所有者に対し、特定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に特定建築物、特定建築物の敷地若しくは特定建築物の工事現場に立ち入り、特定建築物、特定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。
  - 5 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
  - 6 第四項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

## 第四章 建築物の耐震改修の計画の認定

### (計画の認定)

第八条 建築物の耐震改修をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 建築物の位置
- 二 建築物の階数、延べ面積、構造方法及び用途
- 三 建築物の耐震改修の事業の内容
- 四 建築物の耐震改修の事業に関する資金計画
- 五 その他国土交通省令で定める事項

3 所管行政庁は、第一項の申請があった場合において、建築物の耐震改修の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その旨の認定（以下この章において「計画の認定」という。）をすることができる。

一 建築物の耐震改修の事業の内容が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していること。

二 前項第四号の資金計画が建築物の耐震改修の事業を確実に遂行するため適切なものであること。

三 第一項の申請に係る建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定及び耐震関係規定以外の建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合せず、かつ、同法第三条第二項の規定の適用を受けているものである場合において、当該建築物又は建築物の部分の増築（柱の径若しくは壁の厚さを増加させ、又は柱若しくは壁のない部分に柱若しくは壁を設けることにより建築物の延べ面積を増加させるものに限る。）、改築（形状の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）を伴わないものに限る。）、大規模の修繕（同法第二条第十四号に規定する大規模の修繕をいう。）又は大規模の模様替（同法第十五号に規定する大規模の模様替をいう。）をしようとするものであり、かつ、当該工事後も引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の同法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなるものであるときは、前二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるもの、かつ、当該工事後も引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

- ロ 工事の計画（二以上の工事に分けて耐震改修の工事を行う場合にあっては、それぞれの工事の計画）に係る建築物及び建築物の敷地について、交通上の支障の度、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くなるものではないものであること。

四 第一項の申請に係る建築物が耐震関係規定に適合せず、かつ、建築基準法第三条第二項の規定の適用を受けている耐火建築物（同法第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。）である場合において、当該建築物について柱若しくは壁を設け、又は柱若しくははりの模様替をすることにより当該建築物が同法第二十七条第一項、第六十一条又は第六十二条第一項の規定に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

- イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により当該建築物が建築基準法第二十七条第一項、第六十一条又は第六十二条第一項の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

- ロ 次に掲げる基準に適合し、防火上及び避難上支障がないと認められるものであること。

- (1) 工事の計画に係る柱、壁又ははりの構造が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。

- (2) 工事の計画に係る柱、壁又ははりに係る火災が発生した場合の通報の方法が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。

4 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、計画の認定をしようとするときは、所管行政庁はあらかじめ、建築主事の同意を得なければならない。

5 建築基準法第九十三条の規定は、所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について、同法第九十三条の二の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について準用する。

6 所管行政庁が計画の認定をしたときは、次に掲げる建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分（以下この項において「建築物等」という。）については、建築基準法第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、同条第二項の規定を適用する。

- 一 耐震関係規定に適合せず、かつ、建築基準法第三条第二項の規定の適用を受けている建築物等であって、第三項第一号の国土交通大臣が定める基準に適合して

いるものとして計画の認定を受けたもの

二 計画の認定に係る第三項第三号の建築物等

- 7 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第四号の建築物については、建築基準法第二十七条第一項、第六十一条又は第六十二条第一項の規定は適用しない。
- 8 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、所管行政庁が計画の認定をしたときは、同法第六条第一項又は第十八条第三項の規定による確認済証の交付があったものとみなす。この場合において、所管行政庁はその旨を建築主事に通知するものとする。

(計画の変更)

- 第九条 計画の認定を受けた者（第十三条第一項及び第三項を除き、以下「認定事業者」という。）は、当該計画の認定を受けた計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。
- 2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

(報告の徴収)

- 第十条 所管行政庁は、認定事業者に対し、計画の認定を受けた計画（前条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。次条において同じ。）に係る建築物（以下「認定建築物」という。）の耐震改修の状況について報告を求めることができる。

(改善命令)

- 第十一条 所管行政庁は、認定事業者が計画の認定を受けた計画に従って認定建築物の耐震改修を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(計画の認定の取消し)

- 第十二条 所管行政庁は、認定事業者が前条の規定による処分に違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令抜粋  
(平成七年十二月二十二日政令第四百二十九号)

内閣は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第二条、第四条第一項から第三項まで及び第十条の規定に基づき、この政令を制定する。

(都道府県知事が所管行政庁となる建築物)

第一条 建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に關して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。

2 法第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあつては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。

一 延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第四号に規定する延べ面積をいう。）が一万平方メートルを超える建築物

二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に關して、建築基準法第五十一条（同法第八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）（市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあつては、卸売市場と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）並びに同法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

(多数の者が利用する特定建築物の要件)

第二条 法第六条第一号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 診療所
- 三 映画館又は演芸場
- 四 公会堂
- 五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 六 ホテル又は旅館
- 七 賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎又は下宿
- 八 老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの

- 九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 十 博物館、美術館又は図書館
- 十一 遊技場
- 十二 公衆浴場
- 十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十五 工場
- 十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- 十七 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設
- 十八 郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
- 2 法第六条第一号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。
  - 一 幼稚園又は保育所 階数が二で、かつ、床面積の合計が五百平方メートルのもの
  - 二 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校（以下「小学校等」という。）、老人ホーム又は前項第八号若しくは第九号に掲げる建築物（保育所を除く。） 階数が二で、かつ、床面積の合計が千平方メートルのもの
  - 三 学校（幼稚園及び小学校等を除く。）、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第一号から第七号まで若しくは第十号から第十八号までに掲げる建築物 階数が三で、かつ、床面積の合計が千平方メートルのもの
  - 四 体育館 床面積の合計が千平方メートルのもの

（危険物の貯蔵場等の用途に供する特定建築物の要件）

第三条 法第六条第二号の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。

- 一 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二条第七項に規定する危険物（石油類を除く。）
- 二 危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類又は同表備考第八号に規定する可燃性液体類
- 三 マッチ
- 四 可燃性のガス（次号及び第六号に掲げるものを除く。）
- 五 圧縮ガス
- 六 液化ガス

- 七 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二条第一項に規定する毒物又は同条第二項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）
- 2 法第六条第二号の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量（第六号及び第七号に掲げる危険物にあっては、温度が零度で圧力が一気圧の状態における数量とする。）とする。
- 一 火薬類 次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量
- イ 火薬 十トン
  - ロ 爆薬 五トン
  - ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 五十万個
  - ニ 銃用雷管 五百万個
  - ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 五万個
  - ヘ 導爆線又は導火線 五百キロメートル
  - ト 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火 二トン
  - チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量
- 二 消防法第二条第七項に規定する危険物、危険物の規制に関する政令別表第三の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の十倍の数量
- 三 危険物の規制に関する政令別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類 三十トン
- 四 危険物の規制に関する政令別表第四備考第八号に規定する可燃性液体類 二十立方メートル
- 五 マッチ 三百マッチトン
- 六 可燃性のガス（次号及び第八号に掲げるものを除く。） 二万立方メートル
- 七 圧縮ガス 二十万立方メートル
- 八 液化ガス 二千トン
- 九 毒物及び劇物取締法第二条第一項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。） 二十トン
- 十 毒物及び劇物取締法第二条第二項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。） 二百トン
- 3 前項各号に掲げる危険物の二種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が一である場合の数量とする。

(多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある特定建築物の要件)

第四条 法第六条第三号の政令で定める建築物は、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次の各号に掲げる当該前面道路の幅員に応じ、それぞれ当該各号に定める距離を加えたものを超える建築物とする。

- 一 十二メートル以下の場合 六メートル
- 二 十二メートルを超える場合 前面道路の幅員の二分の一に相当する距離

(所管行政庁による指示の対象となる特定建築物の要件)

第五条 法第七条第二項の政令で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 病院又は診療所
- 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 四 集会場又は公会堂
- 五 展示場
- 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 七 ホテル又は旅館
- 八 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 九 博物館、美術館又は図書館
- 十 遊技場
- 十一 公衆浴場
- 十二 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十三 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十四 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- 十五 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの
- 十六 郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
- 十七 幼稚園又は小学校等
- 十八 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- 十九 法第七条第二項第三号 に掲げる特定建築物

- 2 法第七条第二項の政令で定める規模は、次に掲げる特定建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。
  - 一 前項第一号から第十六号まで又は第十八号に掲げる特定建築物（保育所を除く。） 床面積の合計が二千平方メートルのもの
  - 二 幼稚園又は保育所 床面積の合計が七百五十平方メートルのもの
  - 三 小学校等 床面積の合計が千五百平方メートルのもの
  - 四 前項第十九号に掲げる特定建築物 床面積の合計が五百平方メートルのもの

（報告及び立入検査）

- 第六条 所管行政庁は、法第七条第四項の規定により、前条第一項の特定建築物で同条第二項に規定する規模以上のものの所有者に対し、当該特定建築物につき、当該特定建築物の設計及び施工に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該特定建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。
- 2 所管行政庁は、法第七条第四項の規定により、その職員に前条第一項の特定建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの、当該特定建築物の敷地又は当該特定建築物の工事現場に立ち入り、当該特定建築物並びに当該特定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

## ②建築基準法

(昭和二十五年五月二十四日法律第二百一号) 抜粋

### 第一章 総則

#### (目的)

この法律は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

#### (維持保全)

第八条 建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならない。

- 2 第十二条第一項に規定する建築物の所有者又は管理者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するため、必要に応じ、その建築物の維持保全に関する準則又は計画を作成し、その他適切な措置を講じなければならない。この場合において、国土交通大臣は、当該準則又は計画の作成に関し必要な指針を定めることができる。

#### (保安上危険な建築物等に対する措置)

第十条 特定行政庁は、第六条第一項第一号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により第二章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。

- 2 特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。
- 3 前項の規定による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により第二章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを命ずることができる。

- 4 第九条第二項から第九項まで及び第十一項から第十五項までの規定は、前二項の場合に準用する。
- 5 特定行政庁は、建築基準法令の規定による処分に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する台帳を整備するものとする。
- 6 前項の台帳の記載事項その他その整備に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

## 6) 用語の説明

用 語	説 明
「耐震改修促進法」	「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の略称。
「耐震診断」	地震に対する安全性を評価すること。
「耐震改修」	地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替え又は敷地の整備をすること。
「新耐震基準」	昭和 53 年の宮城県沖地震後、従来の耐震基準が抜本的に見直され、昭和 56 年 6 月 1 日に施行された現行の耐震基準。
「旧耐震基準」	昭和 56 年 6 月 1 日に施行された「新耐震基準」より前の耐震基準。
「耐震化」	本法における耐震化とは、旧耐震基準で建築された建築物を補強工事等により新耐震基準と同等、若しくはそれに近い目標値まで地震に対する耐力を向上させることを意味する。
「特定建築物」	<p>法第 6 条に基づく建築物であり、以下に掲げる建築物のうち現行の耐震基準に適合しない建築物。(主に旧耐震基準の建築物) 本書では、耐震性の有無に関わらず耐震改修促進法第 6 条に定める規模、要件を満たす建築物を「特定建築物」として扱っている。</p> <p>&lt;1号特定建築物&gt; 多数の者が利用するなど一定の用途(学校、病院、百貨店、事務所など)で一定の規模以上の建築物。</p> <p>&lt;2号特定建築物&gt; 火薬類、石油類など一定の数量以上のものの危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物。</p> <p>&lt;3号特定建築物&gt; 地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある一定の高さを超える建築物。</p>
「活断層」	<p>新生代第 4 世紀に繰り返し活動し、今後の活動する可能性があるるとみなされる断層、地震活動の予知に重要。 (約 200 万年前より新しい時代に動いた形跡のある断層。地殻の古傷)</p>

用 語	説 明
「マグニチュード」	マグニチュードは地震の規模を示す値である。震央（震源の真上の地表）から 100km の位置に設置してある地震計の記録の片振幅を対数で表した数値としている。
「震度階級 or 震度階」	ある地点での地震の強さを示す数値。日本では 0 から 7 までの 10 段階に分ける（震度 5 と 6 には強弱の別がある）。震度は、ある地点での地震の揺れの程度を表し、ある地点の揺れは、地震のエネルギー規模（マグニチュード）だけでなく、震源からその地点までの距離、震源の深さ、伝播経路、その地点周辺の地盤条件等に左右される。ある地点の震度を考えると、他の条件が同じなら、マグニチュードが大きいほど震度は大きくなるが、浅い直下型地震では、マグニチュードがさほど大きくなくても、震源域（地震によって溜まっていたエネルギーが放出される領域）周辺に限って震度が大きく、狭い範囲に大きな被害をもたらすことがある。